官報

法律

閑税法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十二年十二月十六日

内閣総理大臣　片山　哲

法律第百八十七号

閑税法の一部を次のように改正する。

第十九條　外國貨物ヲ艀ニ陸揚セントスルトキハ船長ヨリ稅關ニ、稅關ノ設置ナキ地ニ在リテハ稅關官吏ニ、稅關官吏在ラサルトキハ警察官吏ニ申告スヘシ但シ海難其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因リ豫メ申告スルコト能ハサルトキハ陸揚シタル後直ニ申告スヘシ

第二十條　沿海通航船海難其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因リ外國ニ寄港シタルトキハ歸港後船長ハ其ノ旨ヲ其ノ地所轄ノ稅關ニ申告スヘシ

前項ノ船舶外國ニ於テ船用品ヲ積入レタルトキハ其ノ目錄ヲ歸港地所轄ノ稅關ニ提出スヘシ

第三十一條ノ二　稅關ニ於テ定メタル場所以外ニ於テ貨物ノ檢査ヲ受ケントスル者ハ稅關長ニ申請シ之ヲ特許ヲ受クヘシ但シ前條但書ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九十九條　開港及開港ノ港域ハ別表ノ通之ヲ定ム

別表として次のように加える。

別表

都道府縣	港名	港域
東京 神奈川	京浜	荒川放水路口西岸ヨリ南十三度西ニ引キタル一線以内及本牧鼻（北緯三十五度二十四分四十三秒九度四十分十秒）ヨリ北四十七度東ニ引キタル一線以内
靜岡 愛知	名古屋	豊川口ヨリ正北ニ引キタル一線以内
三重	四日市	鵜ノ森ヨリ中心トシテ二海里半ノ半徑ヲ有スル圓内
大阪	大阪	神崎川口東岸ヨリ南西微南ニ引キタル一線以内
兵庫	神戸	神崎川口南岸ヨリ正西ニ引キタル他ノ一線以内 經度トナシタル面積内
岡山 廣島	宇野 尾道糸崎	蘆屋川口ヨリ南十二度三十分西ニ引キタル一線以内 及妙法寺川口ヨリ南八十七度東ニ引キタル一線以内
福岡	博多	北端ヨリ摘切ニ引キタル一線及淺鳥ノ北端ヨリ東ニ引キタル一線以内
福岡	三池	淺鳥ノ北端ヨリ東ニ引キタル一線及小戸鼻ヨリ北ニ引キタル一線以内
佐賀	唐津	北端ヨリ東ニ引キタル一線及高島ノ北端ヨリ正南ニ引キタル一線以内
佐賀 長崎	住ノ江 口ノ津	西端ヨリ正南ニ引キタル一線及本山鼻ヨリ東ニ引キタル一線以内
熊本	三角	西端ヨリ南ニ引キタル一線及諫早湾口ヨリ南ニ引キタル一線以内
鹿兒島	鹿兒島	一丁楽場南端ノ燈臺ヲ中心トシテ一海里ノ半徑ヲ有スル圓内ノ一部
長崎	長崎	有川浦ノ南東端ヨリ鼠島ノ外端ヲ經テ陸ノ尾島ノ小瀬戸浦ニ引キタル一線ト陸ノ尾島三角點（四二・九米）ヨリ向島ニ引キタル一線及香燒島ニ引キタル一線ヲ經テ陸ノ尾島ノ西岸ニ至ル線（北緯三十二度五十九分十秒）ヨリ正南ニ向ヒ香燒島ニ引キタル一線以内
長崎	口ノ津	鼠ノ鼻ヨリ正南ニ引キタル一線ト白浦埼ヨリ正東ニ引キタル他ノ一線トノ二線ヲ經界トナシタル面積内
島根	濱田	馬島ノ西端ニ引キタル一線ト馬島ノ北端（北緯三十四度五分）ヨリ入道鼻ニ引キタル一線ト黒埼ヨリ正南ニ引キタル一線トノ交點ヨリ東ニ引キタル一線トノ二線ヲ經界トナシタル面積内
鳥取	境	境ノ燈臺ヲ中心トシテ二海里半ノ半徑ヲ有スル圓内ノ一部及外ノ江ノ西端ヨリ正北ニ引キタル一線以内
京都 兵庫	宮津 網野	赤崎ヨリ日置埼ニ引キタル一線以内
石川	七尾	能登島松ヶ埼ヨリ南東ニ引キタル一線以内
富山	伏木東岩瀬	岩崎三角點（八一米）ヨリ南七十八度三十分東ニ引キタル一線及大村三角點（六八米）ヨリ正北ニ引キタル一線以内
新潟	新潟	燈臺ヲ中心トシテ二海里半ノ半徑ヲ有スル圓ノ内
新潟	両津	椎泊岬ヨリ北五十里村外堺マテ引キタル一線ト加茂湖南岸ヨリ同湖北西岸加茂村マテ引キタル一線以内
新潟	姫ノ川	湊町ヨリ正東ニ引キタル一線以内
秋田	船川	半島埼ヨリ正南ニ引キタル一線ト南半澤ノ南東角ヨリ正東ニ引キタル一線トノ二線ヲ經界トナシタル面積内
青森	森	鼻ノ先（三・米）ヨリ正西ニ引キタル一線及同岩木川口ヨリ正南ニ引キタル一線以内
青森	戸鹿	岩崎ヨリ南ニ引キタル一線以内
岩手	宮古	鷲ノ巣埼ヨリ南ニ引キタル一線以内
宮城	鹽竈	寒風澤島ヨリ東ニ引キタル一線及唐丹島ヨリ南ニ引キタル一線以内
北海道	函館	埼ヨリ南方神合半島ノ所ヨリ上磯村有川ニ引キタル一線及汐吹川口ノ東岸マテ引キタル一線以内
北海道	小樽	半機岬ヨリカヤシバ岬ニ引キタル一線以内
北海道	根室	岸朔港南防波堤燈臺ヨリ南三度西千三百五十米）ヨリ北三十度西五千米）ヨリ北六十度東ニ引キタル一線及該線ノ燈臺ヨリ正西二海里ニ引キタル一線及該線ノ西端ヨリ北ニ引キタル一線以内
北海道	宗谷	擁大島燈臺ヨリ東半里ノ半徑ヲ有スル圓内
北海道	釧路	エンルム埼ヨリ大黒島ヲ經テホテイシ埼ニ引キタル一線以内

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

大藏大臣　栗栖　赳夫

内閣総理大臣　片山　哲

明治二十五年三月三十一日　第二種郵便物認可

本文
本文
87678

食糧の輸入税を免除する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十二年十二月十六日

内閣総理大臣 片山哲

法律第百八十八号

関税定率法別表輸入税表に掲げる物品で、この法律の別表に掲げるものの輸入税は、昭和二十二年十二月三十一日までの輸入については、これを免除する。

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

別表

輸入税表番号	品名
一二	米及び籾
一三	大麦
一六	小麦
一七の二の内	粟
一八	高粱
一九	玉蜀黍
二〇	蕎麦
二一	豆類
	一 大豆
	二 小豆
	三 蚕豆
	五 豌豆
	七 その他（医薬用のものを除く。）
二三	穀粉及び澱粉類
三一	蔬菜、果実及び核子
三二	茶
三四	珈琲
三六	ココー（砂糖を加えないもの）
三七	胡椒
三八	カリー
三九	マスタード
四〇	砂糖
四一	氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他類似のもの
四二	糖蜜
四三	葡萄糖、麦芽糖及び飴
四四	蜂蜜
四五	菓子
四六	ジャム、フルートゼリー類
四七	ビスケット（砂糖を加えないもの）
四八	マカロニー、ヴァーミセリーその他各種の麺類
四九	果汁及び糖水
五〇	ソース
五一	食酢
五二	鳥獣肉類
五二の二	魚介類
五三	バター、人造バター及びギー
五四	チーズ
五五	コンデンスドミルク
五六	インファントフード
五七	肉越幾斯
五八	ペプトン、ソマトーゼ、ヘモグロビンその他類似の滋養食料
五九	鳥卵（生鮮なもの）
五九の二	鳥卵液及び鳥卵粉
六〇	礦水、曹達水その他砂糖又は酒精を含まない諸飲料
六七	別号に掲げない飲食物
一〇一	大豆油
一〇二	棉子油
一〇八	獣脂
一〇九	コムパウンドラード
一二〇	別号に掲げない油、脂、蠟のうち食用のもの
一六六	重炭酸曹達
二一八	ベーキングパウダー

大蔵大臣 栗栖赳夫
内閣総理大臣 片山哲

印紙等模造取締法をここに公布する。

御名御璽

昭和二十二年十二月十六日

内閣総理大臣 片山哲

法律第百八十九号

印紙等模造取締法

第一條 政府の発行する印紙に紛らわしい外観を有する物又は印紙税法第六條但書の規定により印紙税額に相当する現金の納付があつたことを表わす税印の印影に紛らわしい外観を有するもの若しくはこれに紛らわしい外観を有する印影を生ずべき器具は、これを製造し、輸入し、販賣し、頒布し、又は使用してはならない。

前項の規定は、同項に規定するもので使用目的を定めて大蔵大臣の許可を受けたものを、その目的のために製造し、輸入し、販賣し、頒布し、又は使用する場合には、これを適用しない。

第二條 前條第一項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

印紙等模造取締規則は、これを廃止する。但し、この法律施行前になした行爲に対する罰則の適用については、この法律施行後においても、なおその効力を有する。

従前の印紙等模造取締規則第一條の規定による許可は、第一條第二項の規定による許可とみなす。

大蔵大臣 栗栖赳夫
内閣総理大臣 片山哲

会社利益配当等臨時措置法をここに公布する。

御名御璽

昭和二十二年十二月十六日

内閣総理大臣 片山哲

法律第百九十号

会社利益配当等臨時措置法

第一條 この法律は、会社の利益の分配の適正を期するため、会社の利益の配当等につき所要の調整を加え、以て会社の経理を堅実にし、産業の健全な発達に資することを目的とする。

第二條 会社は、当該事業年度の総益金（当該事業年度において取り崩した積立金及び前事業年度から繰り越した益金は、これを含まないものとする。）及び第三項の規定による配当引当積立金から取り崩した金額の合計額から左の各号に掲げる金額の合計額を差し引いた金額（以下配当引当金という。）を超えて利益又は剰余金の配当をしてはならない。

一 当該事業年度の総損金及び前事業年度から繰越した損金

二 額面以上の價額を以て株式を発行した場合においてその額面を超える金額から発行のため必要な費用を控除した金額で当該事業年度の益金であるもの

三 合併に因り消滅した会社から承継した資産の價額が、当該会社から承継した債務の額並びに当該会社の株主に交付した株式の拂込株金額（当該会社の社員の拂込出資金額として評價された額を含む。）及び金銭の総額を超える場合におけるその超過額で当該事業年度の益金であるもの

四 資本の減少に因り減少した株金額又は出資額が、消却又は株金若しくは出資の拂戻に充てた金額及び当該減資により塡補する損金の額の合計額を超える場合におけるその超過額で当該事業年度の益金であるもの

五 当該事業年度の益金で資産の評價換に因り生じたもの

六 前四号に掲げるものの外、当該事業年度の益金で当該会社の運営に因り生じたもの以外の益金

七 当該事業年度分の法人税に相当する金額

前項第七号の当該事業年度分の法人税に相当する金額とは、会社の当該事業年度の法人税法による所得の金額から前項第二号乃至第六号に掲げる金額の合計額を差し引いた金額を同法による当該事業年度の所得として同法の規定を適用して算出した税額と当該会社の同法による当該事業年度の資本につき同法の規定を適用して算出した税額との合計額に相当する金額とする。

会社は、配当引当金のうち、当該事業年度において配当に充てなかつた金額を、配当引当積立金として積み立てることができる。

第三條 会社は、利益若しくは剰余金の配当をするために借入金をし、又は借入金により利益若しくは剰余金の配当をしてはならない。

会社は、当該事業年度末までに支拂期日の到来した金銭債務（当該会社が遅滞の責に任じない金銭債務を除く。）を完済した後でなければ、利益又は剰余金の配当をしてはならない。

第四條 会社経理應急措置法の特別経理会社（以下特別経理会社という。）で企業再建整備法の整備計画を提出したものは、前二條の規定に反しない場合においても、企業再建整備法の決定整備計画の全部の実行を終るまでは、利益の配当をしてはならない。但し、大蔵大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

第五條 会社は、利益又は剰余金の配当をしたときは、決算に関する報告書並びに準備金及び利益の配当に関する報告書を作成し、当該事業年度の決算確定後三十日以内に、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

大蔵大臣は、前項の報告書の様式を指定して、これによるべきことを命ずることができる。

第六條 大蔵大臣は、会社の業務又は財産の状況に関して報告を徴し、又は当該官吏に必要な場所に臨検し、帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

前項の規定により当該官吏に臨検検査させる場合には、その身分を示す証票を携帯させなければならない。

第七條 左の場合において、その行爲をした会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第二條第一項、第三條又は第四條の規定に違反して配当したとき

二 第三條第一項の規定に違反して借入金をしたとき

前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第八條 第六條の規定による報告をなさず、若しくは虚僞の報告をなし、又は故なく当該官吏の臨検検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第九條 会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その会社の業務に関し第七條又は前條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その会社に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第十條 第五條の報告を怠り、又は虚僞の報告をした場合においては、会社の取締役又はこれに準ずる者は、これを五千円以下の過料に処する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律施行後最初に株主総会の承認その他適法の手続を経て確定する利益又は剰余金の配当については、当該利益又は剰余金の配当に係る事業年度の直前の事業年度から繰り越した益金及び当該事業年度において取り崩した積立金の金額のうち大蔵大臣の承認を受けた金額は、これを第二條第一項の総益金の金額に算入することができる。

大蔵大臣は、前項の繰り越した益金及び取り崩した積立金の金額のうち、第二條第一項第二号乃至第六号の益金に該当する金額又は該当しないことが明らかでない金額については、前項の承認を與えないことができる。

会社配当等禁止制限令は、これを廃止する。

この法律施行前株主総会の承認その他適法の手続を経て確定した利益又は剰余金の配当については、旧令は、この法律施行後においても、なおその効力を有する。

この法律施行前（前項の配当については、同項の規定により効力を有する旧令の失効前）になした行爲に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

大蔵大臣 栗栖赳夫
司法大臣 鈴木義男
内閣総理大臣 片山哲

道路運送法をここに公布する。

御名御璽

昭和二十二年十二月十六日

内閣総理大臣 片山哲

法律第百九十一号

道路運送法目次

第一章 総則
第二章 監理
第三章 自動車運送事業
第四章 軽車両運送事業
第五章 自動車道及び自動車道事業
第六章 國営自動車運送事業及び國営自動車道事業
第七章 自家用自動車の使用
第八章 車両
第九章 罰則
附則

道路運送法

第一章 総則

（この法律の目的）

第一條 この法律は、道路運送に関する秩序の確立及び事業の健全な発達並びに車両の整備及び使用の適正化を図り、以て道路運送における公共の福祉を確保することを目的とする。

（定義）

第二條 この法律で、道路運送事業とは、自動車運送事業及び軽車両運送事業をいい、自動車運送事業とは、他人の需用に應じ自動車を使用して旅客又は物品を運送する事業をいい、軽車両運送事業とは、他人の需用に應じ軽車両を使用して旅客又は物品を運送する事業をいう。

この法律で、車両とは、自動車及び軽車両をいい、自動車とは、原動機により道路上を運行する用具で命令の定めるものをいい、軽車両とは、人力又は畜力により道路上を運行する用具で命令の定めるものをいい、道路とは、道路法による道路並びに自動車道及び一般交通の用に供する場所をいう。

この法律で自動車道事業とは、一般自動車道を開設し、これを専ら自動車の一般交通の用に供する事業をいう。

この法律で、自動車道とは、専ら自動車の一般交通の用に供する通路（一般自動車道）及び自動車運送事業者が専らその事業用自動車の用に供する通路（専用自動車道）をいう。

第二章 監理

（行政廳）

第三條 行政廳は、この法律の規定するところに従い、道路運送に関し、第一條の目的を達成するため必要な監理をする。

第四條 この法律中主務大臣とあるのは、自動車道事業に関しては運輸大臣及び内務大臣、その他に関しては運輸大臣とする。

この法律において行政官廳の職権に属させた事項の一部で都府縣の区域内又は政令の定める道内の区域内におけるものを処理させるため、都府縣廳の所在地、札幌市、函館市、室蘭市、帯廣市、釧路市、北見市及び旭川市に道路運送監理事務所を置く。

前項の道路運送監理事務所中特定の道路運送監理事務所は、前項に規定する事項の外、政令の定めるところにより、この法律において行政官廳の職権に属させた事項の一部で一定の区域内における二以上の都府縣の区域又は二以上の前項に規定する政令の定める道内の区域にわたるものその他の事項を処理することができる。

前二項に規定するものの外、道路運送監理事務所に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

この法律に規定する主務大臣の職権の一部は、政令の定めるところにより、左の各号の区分に従い、各〻その号に定める下級の行政廳に委任することができる。

一 第三章及び第七章に規定する職権については道路運送監理事務所長

二 第五章に規定する職権については道路運送監理事務所長及び都道府縣知事

第四章、第五章及び第八章に規定する行政廳は、政令の定める場合を除いて、左の各号に定める区分による。

一 貨物軽車両運送事業に関する事項及び自動車に関する第八章に規定する事項については道路運送監理事務所長

二 旅客軽車両運送事業に関する事項及び旅客軽車両に関する第八章に規定する事項については都の区の長又は市町村長

三 自動車道の工事のためにする土地の立入及び使用に関する事項については都道府縣知事

（免許等の條件）

第五條 免許、許可又は認可には、條件を附することができる。

前項の條件は、公共の福祉を確保するため必要があるときは、これを変更することができる。

（調査及び臨検検査）

第六條 当該行政廳は、必要があると認めるときは、道路運送事業者その他車両を所有し、若しくは使用する者、自動車道事業者又はこれらの者の組織する團体に、事業又は車両の

第6278号 本文

所有若しくは使用に関し、届出をさせ、報告をさせ、又は書類を提出させることができる。

当該行政廳は、必要があると認めるときは、当該官吏員に事業場その他の場所に臨檢し、事業若しくは車両の所有若しくは使用の狀況若しくは帳簿書類その他の物件を檢査させ、又は質問をさせることができる。

前項の場合には、当該官吏員は、その身分を示す証票を携帶しなければならない。

（車両檢査官）

第七條　当該行政廳は、所部の官吏員の中から車両檢査官を命じ、第八章の規定による職権の行使を補助させることができる。

車両檢査官は、必要があると認めるときは、車庫その他車両の所在すると認める場所に臨檢し、車両を檢査し、又は質問をすることができる。

前項の場合には、車両檢査官は、その身分を示す証票を携帶しなければならない。

（道路運送委員会）

第八條　この法律の適正な運用を図るため、道路運送委員会を置く。

道路運送委員会は、中央道路運送委員会及び地方道路運送委員会とし、地方道路運送委員会は、第四條第二項に規定する一定区域ごとにこれを置く。

中央道路運送委員会は、委員九人を以て、地方道路運送委員会は、委員若干人を以てこれを組織する。

道路運送委員会に委員の互選による委員長を置く。

中央道路運送委員会の委員は、地方道路運送委員会の委員長を以てこれに充て、地方道路運送委員会の委員は、各都道府縣知事の推薦に基く運輸大臣の申出により、内閣総理大臣が、これを命ずる。

前項の各都道府縣知事の推薦すべき人員は、都府縣にあつては二人、北海道にあつては若干人とする。

官吏又は吏員であつた者は、その退職後一年間は道路運送委員会の委員となることができない。

道路運送委員会の委員の任期は、三年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、再任されることを妨げない。

道路運送委員会の委員は、在職中道路運送委員会の承認及び運輸大臣の同意のある場合を除く外、都府縣のある他の職務に従事し、又は商業を営みその他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

道路運送委員会の委員が現に経営中の道路運送事業につき著しい経済的な利害関係を有し、又は道路運送事業に関し他の者と競挙的若しくは対立的立場にあると認められる場合において、当該道路運送委員会の委員を罷免すべき旨の議決をしたときは、運輸大臣の申出により、内閣総理大臣が、これを解任する。

道路運送委員会の委員が心身の故障のため職務を執ることができず、又はその職務を怠り、若しくはその職務に対し不正の行爲をしたと認められる場合において、当該道路運送委員会においてその委員を罷免すべき旨の議決をしたときは、運輸大臣が、これを解任する。

道路運送委員会の委員の報酬及び旅費については、命令でこれを定める。

行政廳の処分に不服のある者は、訴願をすることができる。

第三章　自動車運送事業

（自動車運送事業の種類）

第十條　自動車運送事業の種類は、左に掲げるものとする。

一　一般自動車運送事業（特定自動車運送事業以外の自動車運送事業）

（一）一般乗合旅客自動車運送事業

（二）一般貸切旅客自動車運送事業

（三）一般積合貨物自動車運送事業

（四）一般貸切貨物自動車運送事業（特定の者の需用に應じ特定の旅客又は物品を運送する自動車運送事業）

（一）特定乗合旅客自動車運送事業

（二）特定貸切旅客自動車運送事業

（三）特定積合貨物自動車運送事業

（四）特定貸切貨物自動車運送事業

（免許基準）

第十一條　主務大臣は、自動車運送事業の免許に関し要当な基準を定め、これを公示しなければならない。

主務大臣は、前項の基準に適合する申請があつたときは、左の場合を除いては、事業の免許をしなければならない。

一　事業を経営しようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者でその執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないものであるとき。

二　事業を経営しようとする者が事業の免許の取消を受けた者でその取消の日から二年を経過しないものであるとき。

三　事業を経営しようとする者が破産の宣告を受け復権を得ない者であるとき。

四　事業を経営しようとする者が法人である場合において、その法人の役員に前三号の一に掲げる者のあるとき。

五　事業を経営しようとする者の資力信用が不充分なため事業の確実な経営が著しく困難であると認められるとき。

六　当該事業の経営に関し公共の福祉に反する結果を生ずるような競爭がひきおこされる虞のあるとき。

（物品の附随運送）

第十二條　旅客自動車運送事業者は、命令の定めるところにより、旅客の運送に附随して物品を運送することができる。

（運賃及び料金）

第十三條　自動車運送事業の運賃及び料金については、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

（運送約款）

第十四條　自動車運送事業者が左の各号の一に該当するときは、主務大臣は、自動車運送事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は免許の全部若しくは一部を取り消すことができる。

一　この法律に基く命令若しくは処分又は免許、許可若しくは認可に附した條件に違反したとき。

二　許可又は認可を受けた事項を故なく実施しないとき。

三　前二号の場合を除いて、公共の福祉に反する行爲をしたとき。

四　事業経営の不確実又は資産内容の著しい不良その他の事由により事業を継続するのに適しないとき。

運送約款においては、少くとも運賃、料金その他の運送条件及び運送に関する事業者の責任に関する事項を定めなければならない。

（運送条件及び運送約款の公示）

第十五條　運賃、料金その他の運送条件及び運送約款は、命令の定めるところにより、これを公示しなければならない。

（運輸開始）

第十六條　自動車運送事業の免許を受けた者は、主務大臣の指定する期間内に運輸を開始しなければならない。

専用自動車道を開設して自動車運送事業を経営しようとする者は、命令の定めるところにより、工事方法を定め、主務大臣の指定する期間内に工事施行の認可を申請しなければならない。

天災その他やむを得ない事由により、第一項の期間内に運輸を開始することができないとき、又は前項の期間内に同項の認可を申請することができないときは、主務大臣は、申請に因り期間を伸長することができる。

（公共の福祉に反する行爲の禁止）

第十八條　自動車運送事業者は、事業計画に定める自動車の運行を怠り、不当な運送条件によることを求めその他公共の福祉に反する行爲をしてはならない。

自動車運送事業者は、自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競爭をしてはならない。

主務大臣は、前二項に規定する行爲があるときは、自動車運送事業者に対し、当該行爲の取止その他公共の福祉の確保に必要な措置を命ずることができる。

（物品運送の順序）

第二十條　物品の運送は、その申込の順序により、これをしなければならない。但し、正当な事由があるときは、この限りでない。

（事業計画等の変更）

第二十一條　自動車運送事業者は、事業計画、運送約款又は専用自動車道の工事方法を変更しようとするときは、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

前項の管理の委託及び受託に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

（事業の譲渡等）

第二十二條　自動車運送事業の譲渡は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

自動車運送事業を経営する会社の合併又は解散に関する株主総会若しくは社員総会の決議若しくは総社員の同意は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

自動車運送事業を経営する会社の合併があつたときは、合併後存続する会社又は合併に因り設立された会社は、免許に基く権利義務を承継する。

自動車運送事業者が死亡したときは、相続人は、免許に基く権利義務を承継する。

自動車運送事業者は、主務大臣の許可を受けなければ、その事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（地方公共團体の区域内における乗合旅客自動車運送事業）

第二十九條　主務大臣は、事業区域が東京都の区の存する区域内又は政令の定める市の区域内に限られる乗合旅客自動車運送事業につき第十一條、第十四條、第二十一條、第二十三條、第二十七條第三項又は前條第一項、第二項若しくは第五項の規定による処分をするには、都知事又は当該市長の意見を徴したければならない。

（事業の停止及び免許の取消）

第三十條　自動車運送事業者が左の各号の一に該当するときは、主務大臣は、自動車運送事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は免許を取り消すことができる。

（運送に関する命令）

第二十六條　主務大臣は、旅客又は物品の運送を確保するため必要があるときは、自動車運送事業者に対し、運送すべき旅客若しくは物品及び運送条件を定めてその運送を命じ、又は旅客若しくは物品を定めてその運送を制限し、若しくは禁止することができる。

主務大臣は、旅客又は物品の運送を確保するため必要があるときは、自動車運送事業者に対し、旅客又は物品の運送の順序を定めて、これによるべきことを命ずることができる。

（名義の利用、事業及び車両の貸借並びに事業の管理の受委託）

第二十七條　自動車運送事業者の名義、自動車運送事業を経営するため、他人がこれを利用し、又は他人にこれを利用させてはならない。

自動車運送事業は、これを貸借してはならない。

自動車運送事業の管理の委託及び受託並びに自動車運送事業用自動車の貸渡については、主務大臣の許可を受けなければならない。

前項の管理の委託及び受託に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

（運輸及び会計）

第二十八條　自動車運送事業における自動車の使用、運輸施設の整備その他運輸に関し必要な事項及び経理の合理化、帳簿書類の整理保存その他会計に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

（運輸に関する協定）

第二十三條　自動車運送事業者は、他の運送事業者又は小運送業者と連絡運輸若しくは共同経営に関する協定をし、又はこれを変更するには、主務大臣の認可を受けなければならない。

（運賃、料金及び運送約款）

第二十四條　主務大臣は、公共の福祉の確保上必要があるときは、自動車運送事業者が收得し、若しくは收得しようとする運賃、料金その他の運送条件及び運送約款又は専用自動車道の工事方法を変更すべきことを命ずることができる。

主務大臣は、公共の福祉の確保上必要があるときは、自動車運送事業者に対し、左に掲げる事項を命ずることができる。

一　事業計画、運送約款又は専用自動車道の工事方法を変更すること。

二　他の運送事業者又は小運送業者と連絡運輸、共同経営又は運賃、料金その他の運送条件に関する協定をすること。

（損害保険）

第二十五條　自動車運送事業者は、命令の定めるところにより、その事業の経営に因つて生ずる損害につき保険に付すること。

（自動車運送事業の改善の命令）

第二十四條　主務大臣は、自動車運送事業の改善を確保するため必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対し、運送条件、運送約款又は専用自動車道の工事方法を変更すべきことを命ずることができる。

前項第二号の場合において、その実施方法又は各運送事業者が收得し、若しくは負担すべき金額に関しては、主務大臣は、命令の定めるところにより、これを裁定する。

前項の規定による裁定に係る金額に不服のある者は、他の運送事業者又は小運送業者又は共同経営者を以て、裁定のあつたことを知つた日から六箇月以内に、訴を以てその金額の増減を請求することができる。

三　旅客又は物品の運送に関する損害につき保険に付すること。

四　事業の改善をすること。

前項第二号の場合において、その実施方法又は各運送事業者が收得し、若しくは負担すべき金額に関しては、主務大臣は、命令の定めるところにより、これを裁定する。

前項の規定による裁定に係る金額に不服のある者は、他の運送事業者又は小運送業者又は共同経営者を以て、裁定のあつたことを知つた日から六箇月以内に、訴を以てその金額の増減を請求することができる。

未決 6278 号

（免許の失効）
第三十一條　左の場合には、自動車運送事業の免許は、その効力を失う。
一　第十七條第一項の期間内に運輸を開始しないとき。
二　第十七條第二項の期間内に同項の認可を申請しないとき。
三　第十七條第二項の規定による申請に対し不認可の処分を受けたとき。
四　事業の廃止の許可を受けたとき。
（特定自動車運送事業）
第三十二條　特定自動車運送事業には、第十五條乃至第十七條、第十九條、第二十條、第二十一條（事業計画に関する部分を除く。）、第二十八條第五項及び前條の規定を適用しない。
特定自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、遅滞なくこれを主務大臣に届け出なければならない。この場合においては、免許は、事業の廃止の届出があつた時にその効力を失う。
第四章　軽車両運送事業
（事業に関する届出）
第三十三條　軽車両運送事業を経営しようとする者は、命令の定めるところにより、事業計画を具えて行政廳に届け出なければならない。事業計画を変更しようとするときも同様とする。
第三十四條　軽車両運送事業者は、左の場合には、命令の定めるところにより、遅滞なくこれを行政廳に届け出なければならない。
一　他の運送事業者と連絡運輸若しくは共同経営に関する契約その他運輸に関する協定をし、又はこれを変更したとき。
二　事業を譲り受けたとき。
三　会社の合併又は解散があつたとき。
四　相続に因る事業の承継があつたとき。
五　事業を休止し、又は廃止したとき。
（事業停止の命令）
第三十五條　軽車両運送事業者が、公共の福祉に反する行為をしたときは、行政廳は、命令の定めるところにより、その事業の停止を命ずることができる。
（準用規定）
第三十六條　軽車両運送事業には、第十八條及び第二十四條乃至第二十六條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは、「行政廳」と読み替えるものとする。
第五章　自動車道及び自動車道事業
（免許）
第三十七條　自動車道事業を経営しようとする者は、命令の定めるところにより、事業計画を定め、主務大臣の免許を受けなければならない。
（一般自動車道の使用料金）
第三十八條　一般自動車道の使用料金については、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。
（一般自動車道の工事）
第三十九條　自動車道事業の免許を受けた者は、一般自動車道の工事を必要とするときは、工事方法を定め、主務大臣の指定する期間内に工事施行の認可を申請しなければならない。
天災その他やむを得ない事由に因り前項の期間内に認可を申請することができないときは、主務大臣は、申請に因り期間を伸長することができる。
第四十條　自動車道事業者は、工事施行の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期間内に、一般自動車道の工事に着手し、これを完成しなければならない。
前項の期間の伸長には、前條第二項の規定を準用する。
（自動車道の工事のために必要な土地の立入及び使用）
第四十一條　自動車道に関する工事のため必要があるときは、自動車道事業者又は自動車道事業者は、行政廳の許可を受け、沿道の土地に立ち入り、又はその土地を一時材料置場として使用することができる。
前項の規定により立入又は使用をしようとするときは、やむを得ない事由がある場合を除いて、予め土地の占有者にその通知をしなければならない。
第一項の規定による立入又は使用に因つて生じた損害は、立入又は使用の後、遅滞なく事業者においてこれを補償しなければならない。
前項の規定に基いて補償すべき損害は、第一項の規定による立入又は使用に因り通常生ずべき損害とする。
第三項の規定による補償については、行政廳は、協議が調わないときは、行政廳の申請に因りこれを裁定する。
前項の規定による裁定に係る補償金額に不服のある者は、裁定のあつたことを知つた日から六箇月以内に、訴を以てその金額の増減を請求することができる。但し、裁定のあつた日から三年を経過したときは、訴を提起することができない。
（準用規定）
第四十二條　自動車道事業には、第十六條（運送約款に関する部分に限る。）、第二十二條（会計に関する部分に限る。）、第二十七條、第二十八條及び第三十條の規定を準用する。
（自動車道に接続する道路等の設置）
第四十三條　政府又は政府の許可を受けた者が、自動車道に接続し、若しくは接近し、又はこれを横断して道路法による道路、自動車道、橋、川、運河、鉄道、軌道、索道等を設置しようとするときは、自動車道事業者又は自動車道事業者は、これを拒むことができない。
主務大臣は、前項の場合において、公共の福祉を確保するため必要があると認めるときは、自動車道事業者又は自動車道事業者に対し、設備の供用又は変更を命ずることができる。
前二項の場合において、その実施方法及び費用の負担につき協議が調わないときは、主務大臣は、申請に因りこれを裁定する。自動車道事業者又は自動車運送事業者が受けた損害の補償についても同様とする。
第一項及び第二項の場合には、第四十一條第三項及び第四項の規定を、前項の場合には、第四十一條第六項及び第七項の規定を準用する。
第六章　國営自動車運送事業及び國営自動車道事業
（事業の経営）
第五十條　國において自動車運送事業又は自動車道事業を経営しようとするときは、当該官廳は、主務大臣に協議をしなければならない。
國において経営する自動車運送事業及び自動車道事業には、第六條、第十一條、第十二條、第十四條、第十六條、第十七條、第十八條、第二十條、第二十一條、第二十四條乃至第二十六條、第二十七條、第二十八條、第三十一條、第三十二條、第三十四條、第三十五條、第三十六條、第三十七條、第三十八條、第三十九條、第四十條、第四十一條、第四十二條、第四十四條、第四十五條、第四十六條、第四十七條及び第四十八條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは、「行政廳」と読み替えるものとする。
（補償）
第五十一條　路線を定める自動車運送事業を國において経営したため、これと路線を共通にする自動車運送事業者が、その部分につき事業を継続することができなくなつたとき、又は著しく収益を減少するようになつたときは、政府は、その事業者が受けた損失を補償することができる。残存路線のみにつき事業を継続することができなくなつたときも同様とする。
第七章　自家用自動車の使用及び貸渡の制限
（有償運送の禁止及び貸渡の制限）
第五十二條　自動車運送事業用自動車以外の自動車（以下自家用自動車という。）は、対価を得てこれを運送の用に供してはならない。
自家用自動車は、主務大臣の許可を受けなければ、対価を得てこれを貸し渡してはならない。
（使用の制限及び禁止の処分）
第五十三條　主務大臣は、自家用自動車（命令の定める乗車定員を有する乗用自動車を除く。）の使用がこの法律の目的に照らし適正でないと認めるときは、その使用を制限し、又は禁止することができる。

十五條、第十七條、第十八條、第二十一條、第二十二條（会計に関する部分に限る。）、第二十三條乃至第二十八條、第三十條、第三十一條、第三十二條第二項、第三十七條乃至第四十條、第四十二條、第四十四條、第四十六條及び第四十八條（第十六條の規定の準用に関する部分を除く。）の規定を適用しない。
（補償）
第五十一條　路線を定める自動車運送事業を國において経営したため、これと路線を共通にする自動車運送事業者が、その部分につき事業を継続することができなくなつたとき、又は著しく収益を減少するようになつたときは、政府は、その事業者が受けた損失を補償することができる。残存路線のみにつき事業を継続することができなくなつたときも同様とする。
第七章　自家用自動車の使用及び貸渡の制限
（有償運送の禁止及び貸渡の制限）
第五十二條　自動車運送事業用自動車以外の自動車（以下自家用自動車という。）は、対価を得てこれを運送の用に供してはならない。
自家用自動車は、主務大臣の許可を受けなければ、対価を得てこれを貸し渡してはならない。
（使用の制限及び禁止の処分）
第五十三條　主務大臣は、自家用自動車（命令の定める乗車定員を有する乗用自動車を除く。）の使用がこの法律の目的に照らし適正でないと認めるときは、その使用を制限し、又は禁止することができる。

第八章　車両
（車両の検査）
第五十四條　自動車及び旅客の運送の用に供する軽車両（以下旅客軽車両という。）は、命令の定めるところにより、使用に適する構造、装置及び性能を有するかどうかについて、行政廳の検査を受けなければならない。
行政廳は、前項の検査の結果車両が使用に適すると認めるときは、命令の定める場合を除いて、車両検査証を交付し、且つ、車両番号を指定しなければならない。
第一項に規定する車両は、命令の定めるところにより、車両検査証を備え付け、且つ指定された車両番号を表示したものでなければ、これを使用してはならない。
車両検査証及び車両番号の指定の有効期間は、命令でこれを定める。
車両検査証の書換、再交付及び返納に関し必要な事項は、命令でこれを定める。
（車両の整備）
第五十五條　自動車及び旅客軽車両については、命令の定める整備をしなければならない。
行政廳は、前項に規定する車両が、使用に適しないと認めるときは、必要な整備を命ずることができる。
行政廳は、前項の規定による命令に従わない者に当該車両の使用を制限し、若しくは禁止し、又は車両検査証の提出若しくは返還を命じ、又は車両番号の指定を取り消すことができる。
（自動車の登録）
第五十六條　自動車を所有する者は、当該自動車につき行政官廳の登録を受けなければならない。
行政官廳は、前項の登録をした者が当該自動車の真正な所有者であると認めるときは、命令の定めるところにより、登録をした後その者に自動車登録証を交付しなければならない。
自動車を運転するには、当該自動車の自動車登録証を携帯しなければならない。
本條に定めるものの外、登録並びに自動車登録証の書換、再交付及び返納に関し必要な事項は、命令でこれを定める。
第九章　罰則
第五十七條　第十一條又は第三十一條の規定に違反して事業を経営した者は、これを一万円以下の罰金に処する。第二十七條第一項又は第二項（第四十八條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者も同様とする。
第五十八條　左の各号の一に該当する者は、これを三千円以下の罰金、拘留又は科料に処する。
一　第三十八條第一項（第四十八條において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けないで事業を経営した者
二　第三十條（第四十八條において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業を経営した者
三　第四十二條又は第五十二條第一項の規定に違反した者
四　第十四條、第十五條第二項、第十九條乃至第二十二條、第二十七條第三項（第四十八條において準用する場合を含む。）、第二十八條第五項（第四十八條において準用する場合を含む。）、第三十三條、第三十四條、第四十四條又は第五十三條の規定に違反した者
五　第十八條第三項（第三十六條において準用する場合を含む。）、第二十四條第一項（第三十六條において準用する場合を含む。）、第三十六條（第三十六條において準用する場合を含む。）、第三十五條、第四十六條、第四十九條第二項又は第五十三條の規定による処分に違反した者
六　第五十四條第五項又は第五十六條第四項の規定に基いて発する命令に違反した者
七　第五十六條第三項の規定に違反した者
第六十條　左の各号の一に該当する者は、これを三箇月以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。
一　第五十四條第三項の規定に違反した者
二　第五十五條第三項の規定による処分に違反した者
三　第四十二條又は第五十二條第一項の規定に違反した者
過失に因り前項第一号の罪を犯した者は、これを拘留又は科料に処する。
第六十一條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する車両に関し、第五十七條乃至前條（第五十九條第七号を除く。）の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑又は科料刑を科する。
第六十二條　自動車道若しくはその標識を損壊し、又はその他の方法で自動車道における自動車の往来の危険を生ぜしめた者は、これを五年以下の懲役に処する。
前項の未遂罪は、これを罰する。
第六十三條　人の現在する乗合旅客自動車運送事業用自動車を転覆させ、又は破壊した者は、これを十年以下の懲役に処する。
前項の罪を犯し因つて人を傷けた者は、これを一年以上の有期懲役に処し、死亡させた者は、これを無期又は三年以上の懲役に処する。
第五十八條　左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。
一　第三十八條第一項（第四十八條において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けないで事業を経営した者
二　第三十條（第四十八條において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業を経営した者
三　第四十二條又は第五十二條第一項の規定に違反した者
四　第十四條、第十五條第二項、第十九條乃至第二十二條、第二十七條第三項（第四十八條において準用する場合を含む。）、第二十八條第五項（第四十八條において準用する場合を含む。）、第三十三條、第三十四條、第四十四條又は第五十三條の規定に違反した者
五　第十八條第三項（第三十六條において準用する場合を含む。）、第二十四條第一項（第三十六條において準用する場合を含む。）、第三十六條（第三十六條において準用する場合を含む。）、第三十五條、第四十六條、第四十九條第二項又は第五十三條の規定による処分に違反した者
六　第五十四條第五項又は第五十六條第四項の規定に基いて発する命令に違反した者
七　第五十六條第三項の規定に違反した者
第六十條　左の各号の一に該当する者は、これを三箇月以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。
一　第五十四條第三項の規定による処分に違反した者
二　第五十五條第三項の規定による処分に違反した者
三　第四十二條又は第五十二條第一項の規定に違反した者
四　第三十八條第一項（第四十八條において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けないで事業を経営した者
五　第三十條（第四十八條において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業を経営した者
過失に因り前項第一号の罪を犯した者は、これを拘留又は科料に処する。
第六十一條　過失に因り第六十二條第一項又は第六十三條第一項の罪を犯した者は、これを三百円以下の罰金に処する。
第六十二條　第四十八條において準用する場合を含む。）の規定による停止の処分に違反した者
三　第四十二條又は第五十二條第一項の規定に違反した者
第六十條　左の各号の一に該当する者は、これを三千円以下の罰金、拘留又はその併科に処する。
一　第五條の規定により附した條件に違反した者
二　第六條第一項の規定による届出、報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の届出若しくは報告若しくは書類の提出をし、若しくは虚偽の記載をした書類を提出した者
三　第六條第二項又は第七條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
四　第十四條、第十五條第二項、第十九條乃至第二十二條、第二十七條第三項（第四十八條において準用する場合を含む。）、第二十八條第五項（第四十八條において準用する場合を含む。）、第三十三條、第三十四條、第四十四條又は第五十三條の規定に違反した者
五　第十八條第三項（第三十六條において準用する場合を含む。）、第二十四條第一項（第三十六條において準用する場合を含む。）、第三十六條（第三十六條において準用する場合を含む。）、第三十五條、第四十六條、第四十九條第二項又は第五十三條の規定による処分に違反した者
六　第五十四條第五項又は第五十六條第四項の規定に基いて発する命令に違反した者
七　第五十六條第三項の規定に違反した者
第六十條　左の各号の一に該当する者は、これを三箇月以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。
一　第五十四條第三項の規定による処分に違反した者
二　第五十五條第三項の規定による処分に違反した者
三　第四十二條又は第五十二條第一項の規定に違反した者
四　第三十八條第一項（第四十八條において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けないで事業を経営した者
五　第三十條（第四十八條において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業を経営した者
過失に因り前項第一号の罪を犯した者は、これを拘留又は科料に処する。

昭和22年12月16日　火曜日　官報　第6278号

二　乗合旅客自動車運送事業用自動車に石類を投げつけた者

第六十七條　道路運送事業者及び自動車道事業者は、左の各号の一に該当するときは、これを三千円以下の過料に処する。

一　第十六條（第四十八條において準用する場合を含む。）の規定による公示をせず、又は虚偽の公示をしたとき。

二　第二十二條（第四十八條において準用する場合を含む。）又は第四十五條の規定に基いて発する命令により許可を受けないでしたとき。

三　第二十二條（第四十八條において準用する場合を含む。）又は第四十五條の規定に基いて発する命令による届出若しくは報告を怠り、又は虚偽の届出若しくは報告をしたとき。

四　第三十二條第二項又は第三十四條の規定に違反したとき。

附　則

第一條　第一條乃至第三條、第四條第二項乃至第四項及び第六項（第八章に関する部分に限る。）第六條（車両の所有及び使用に関する部分に限る。）、第七條、第九條、第五十四條乃至第五十六條、第五十九條第二号第三号第六号第七号、第六十條、第六十一條、附則第三條第一項（昭和八年内務省令第二十三号自動車取締令に関する部分に限る。）並びに第四條の規定は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第八條の規定施行の期日は、この法律公布の日から四十五日を超えない期間内において、政令でこれを定める。但し、運賃及び料金に関する法令の立案、制定及び改正についての第八條第十三項第一号の施行の期日は、物價統制令が効力を失う日の翌日とする。

前二項の規定により施行する規定以外の規定は、昭和二十三年三月十五日から、これを施行する。但し、第二十九條中第十四條の規定による処分に関する部分の施行の期日は、物價統制令が効力を失う日の翌日とする。

第二條　自動車交通事業法は、これを廃止する。

第三條　旧法、旧法に基いて発する命令又は昭和八年内務省令第二十三号自動車取締令によりした処分、手続その他の行爲は、この法律中これに相当する規定がある場合には、命令の定めるところにより、この法律によりこれをしたものとみなす。

第三十三條の規定施行の際現に経営する者は、同條の規定施行後三箇月以内に、同條の規定による届出をすれば足りる。

第四條　自動車運送事業組合及び自動車運送事業組合聯合会は、解散する。

第五條　自動車運送事業組合及び自動車運送事業組合聯合会の清算及び課税、附則第二條の規定施行の際現に存する自動車交通事業財團並びに同條の規定施行前にした行爲に対する罰則の適用については、旧法は、同條の規定施行後でも、なおその効力を有する。

第六條　陸上交通事業調整法の一部を次のように改正する。

第二條中「旅客自動車運輸事業」を「旅客自動車運送事業」に改める。

第五條中「自動車交通事業法」を「道路運送法」に改める。

第七條　國有鉄道事業特別会計法の一部を次のように改正する。

第八條第一項第三号中「旅客自動車運輸事業又は事業區間を定める貨物」を削る。

第八條　商工組合中央金庫法の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「、貿易組合聯合会、自動車運送事業組合聯合会」を「及貿易組合聯合会」に改める。

第七條第一項中「、貿易組合聯合会、自動車運送事業組合聯合会」を「及貿易組合聯合会」に改める。

第三條第一項中「自動車運送事業組合聯合会」を「及貿易組合聯合会」に改める。

第二十七條第一項第三号及び第四項中「、貿易組合及自動車運送事業組合」を「及貿易組合」に改める。

第二十八條第一項第三号中「、自動車運送事業組合、自動車運送事業組合聯合会」を「及貿易組合聯合会」に改める。

第九條　登録税法第十九條第七号中「自動車運送事業組合聯合会」及び「自動車運送事業組合聯合会」を「及貿易組合聯合会」に改める。

第十條　第八條の規定施行後最初にその地位に就く道路運送委員会の委員の任期は、政令の定めるところにより、これを二年未満に短縮することができる。

内閣総理大臣　片山　哲
内務大臣　木村小左衛門
大藏大臣　栗栖　赳夫
運輸大臣　北村徳太郎

附　則

横須賀港を開港に指定する等の法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十二年十二月十六日

内閣総理大臣　片山　哲

法律第百九十二号

閣候法別表に掲げるものの外、開港及び開港の港域を別表の通り定める。

附　則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

別表

道府県	港名	港域
神奈川	横須賀	小柴埼、それから九十度三千米の地点、観音埼燈台から九十度一千米の地点、海獺島燈標及び千駄田倉埼から觀音埼に引いた一線以内、大島から雷ノ埼に引いた一線以内、豆倉島から小麗女島西南端を經て鍋搔々尻鼻に至る一線以内
和歌山	和歌山下津	和歌山下津港の区域
廣島	廣島	觀音埼燈台から一線以内
廣島	似島	似島東南端、同島地獄鼻、大カタマ久根島南端及び八幡川口の東岸を順次連結した線以内
香川	坂出	坂出港西防波堤燈台を中心として一海里の半径を有する円圈の一部内
愛媛	新居濱	御代島の北端から正東に引いた一線、御代島西端から西端島の島頂に引いた一線及び西端島の島頂から正南に引いた一線以内
徳島	小松島	大ノ鼻から大埼に引いた一線以内
山口	岩國	和田島東端長浦鼻から今津川口の南岸に引いた一線及び同島南端鑿岩から大津島南端金埼に引いた一線及び同島北端丸山埼から四十鼻に引いた一線以内
山口	徳山下松	向後埼から水尻鼻に引いた一線及び猿首ノ鼻から坊木埼に引いた一線以内、金ケ埼から博奕埼に引いた一線以内
長崎	佐世保	酒田燈台を中心として一海里の半径を有する円圈の一弧内
京都	舞鶴	鶴田燈台を中心として一海里半の半径を有する円圈の一弧内
山形	酒田	
北海道	稚内	天測点

大藏大臣　栗栖　赳夫
内閣総理大臣　片山　哲

総理廳令
省令

◎総理廳令第五号
◎逓信省令第五号

電報規則の一部を次のように改正する。

昭和二十二年十二月十六日

内閣総理大臣　片山　哲
逓信大臣　三木　武夫

第四十二條ノ三中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　略號登記料　前條ノ規定ニ依リ請求ヌ爲ス者ハ略號登記料トシテ左ノ料金ヲ納付スヘシ

常時	一年額　六十圓
臨時	半年額　三十圓

略號登記ノ使用ヲ開始シ又ハ之ヲ廢メタルトキ常時ノモノニ在リテハ一会計年度ノ中途、臨時ノモノニ在リテハ六箇月ニ滿タサル場合ヲ除キ其ノ使用ヲ開始シ又ハ之ヲ廢メタル日ノ屬スル一箇月ニ付キ前各之ヲ計算ス

第百五十九号ノ二第四項ニ規定スル料金ヲ納付スヘシ但シ常時ノモノニ在リテハ次年度以降ノ料金ハ各年度ノ初月十日迄ニ之ヲ納付スヘシ若シ其ノ期日迄ニ之ヲ納付セサルトキハ略號又ハ配達先登記ハ之ヲ廢メタルモノト見做ス

附　則

この省令は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

省　令

◎商工省令第三十三号

臨時物資需給調整法に基いて、重要資材使用制限規程に基い、重要資材使用制限規則を次のように制定する。

昭和二十二年十二月十六日

商工大臣　水谷長三郎

重要資材使用制限規則

第一條　別表（一）の使用禁止資材の欄に掲げる資材は別表（一）の使用禁止用途欄に掲げる用途に使用してはならない。但し、左に掲げる場合の一に該当する場合はこの限りでない。

一　第六條の規定による商工大臣の指定する公園に販賣する場合

二　第六條の規定による商工大臣の指定する公園に販賣する場合

三　第六條の規定による商工大臣の指定する公園に販賣する場合

四　保安又は厚生上の必要により経済安定本部総裁が定める基準に基く商工大臣の許可を受けて製造する場合

五　文化及び技術の研究又は保存上必要により経済安定本部総裁が定める基準に基く商工大臣の許可を受けて製造する場合

六　品種、品質、寸法等が別表（一）の使用禁止用途欄に掲げる用途以外の用途に使用することを適当とする場合

七　この省令施行の際現にその用に供している場合

第二條　別表（二）の製造品目欄に掲げる物品の製造業者（加工及び修理業者を含む。以下同じ。）は別表（二）の製造品目欄に掲げる物品を製造（加工及び修理を含む。以下同じ。）するため、別表（二）の使用禁止資材の欄に掲げる資材を使用してはならない。但し、左に掲げる場合の一に該当する場合はこの限りでない。

一　経済安定本部総裁が定める基準に基く貿易廳長官の指令又はこれに基く正当な注文により輸出品用として使用する場合

二　経済安定本部総裁が定める基準に基き貿易廳長官が輸出見本として承認したもの又は輸出用とする場合

三　連合國占領軍の要求する施設又は物品であつて、経済安定本部総裁が定める基準に基く商工大臣又は都道府縣知事の指令又はこれに基く正当な注文により使用する場合

四　保安又は厚生上の必要により経済安定本部総裁が定める基準に基く商工大臣の許可を受けて使用する場合

五　文化及び技術の研究又は保存上必要により経済安定本部総裁が定める基準に基く商工大臣の許可を受けて使用する場合

六　品種、品質、寸法等が別表（一）の使用禁止用途欄に掲げる用途以外の用途に使用することを適当とする場合

七　この省令施行の際現にその用に供している場合

第三條　別表（二）の製造品目欄に掲げる物品の製造業者（加工及び修理業者を含む。）は、別表（二）の製造品目欄に掲げる物品及び第五條又は附則第六條の規定によつて製造する物品を、商工大臣の指定する公園に販賣する場合を除くの外、販賣してはならない。

第四條　第二條の規定により製造する物品及び第五條又は附則第六條の規定によつて製造する物品の製造業者又は販賣業者は、その所有する手持品については生産予定時期及び生産に要する手持数量、製造業者又は販賣業者は、商工大臣の指定する公園に販賣する場合を除くの外、販賣してはならない。但し、左に掲げる場合の一に該当する場合はこの限りでない。

一　商工大臣の指定する公園に販賣する場合

二　商工大臣の指定する公園に販賣する場合

三　中古品

四　保安又は厚生上の必要により経済安定本部総裁が定める基準に基き商工大臣の許可を受けて製造する場合

五　文化及び技術の研究又は保存上必要により経済安定本部総裁が定める基準に基き商工大臣の許可を受けて製造する場合

第五條　第二條の規定により製造する物品の製造業者又は販賣業者は、その所有する手持品については生産予定時期及び生産に要する手持数量を、この省令施行の日から九十日以内に左に掲げる事項を貿易廳長官に届け出なければならない。

一　仕掛品について　仕掛品の名称、数量、生産予定時期及び生産に要する原材料の手持数量

二　仕掛品について　仕掛品の名称、数量、生産予定時期及び生産に要する原材料の手持数量

第六條　第二條但書第一号乃至第三号により製造した物品であつて、検査不合格その他の事情により本来の目的以外に販賣しようとする場合は、商工大臣の許可を受けなければならない。

第七條　第一條、第二條、第六條の規定によつて使用、製造又は販賣を許可された物品及び公園が一般に販賣する物品には、商工大臣の定めた印章、証票等によりその旨を表示しなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

別表（一）

項	使用禁止資材	使用禁止用途
一	伸鋼品（鋼及銅合金の板、條、管、線、條、形鋼、軌條、下同じ。） 鍛造品（アルミニウム及びアルミニウム合金の板、棒、管、線、條。） 部品として使用する場合を除く。	建築物の門、柵、屋根、庇、雨押、木口、軒蛇腹、化粧繰形、排氣筒、水切、窓枠、扉、下地、押縁、方立、目地、コーナービード、手摺、欄干、格子、天井、看板、掲示板、指示板、標札、廣告用具。
二	銑鉄及び鋼材（亜鉛鉄板及びブリキ、針金及び鉄線を含む。） 部品として使用する場合を除く。	街頭照明柱、街路樹保護板、看板、標札、掲示板、窓用具、天井板、扉、塀、柵、門及び門柱、脚、手摺、戸（防火用を除く。）、甲板、格子。
三	銅、鉛、アンチモン、アルミニウム又はこれ等の合金で製造した箔、チューブその他の部品。	歯磨粉、化粧品、軽量又は飲食料品の包装及び容器。
四	ニッケル。	
五	法令。	使用禁止用途欄に掲げる用途以外の用途に使用することを適当とする場合
六	建物。	

別表（二）

項	使用禁止資材	製造品目
一	生ゴム又は再生ゴム。	スリツパ、衣服用バンド、ガイル、ラバリウム、オイルクロース、織維製品を除く。）、ディスクシート、オイルバッグ、ゴム製品、ゴムパンド、ゴムボンチ、ゴム製球、海水浴用具、チューインガム、クッションゴム、玩具用ゴム糸を除く。）、草履（鼻緒を除く。）、草履底。

参考
6278
昭和22年12月16日

第6278号 本文

二	牛革、鯨革、鮫革、馬革、豚革、山羊革、緬羊革。補強用又は部品として使用する場合を除く。	高級靴（正規の割当によらない材料で造られたもの。）長靴、半長靴、脚絆、草履（鼻緒を除く。）スリッパ（義足用を除く。）草履底、書類入鞄、抱鞄、トランク、ランドセル、ボストンバッグ、バニテーケース、リュックサック、図嚢、グラッドストンその他の鞄類（交通、通信、事業用を除く。）、マント外套、上着、ズボン、シャツ、チョッキ、ズボン下その他の衣類。帽子、手袋（工業用を除く。）、衣服用バンド（鉱山用作業服用を除く。）、ハンドバック、煙草入、名刺入、筆入、定期入、札入、蟇口その他の袋物、化粧箱、洗面用具ケース、写真機ケース、猟銃サック、猟銃用具、弾帯、運動具入、その他の容器、首輪、引紐、寝台、座蒲團クッション、椅子張、書籍、帳簿、アルバム類の表紙及びカバー、楽器入。
三	鉛、錫、アンチモン、アルミニウム及びこれ等の合金（半田を除く。）及び伸銅品。部品として使用する場合を除く。	椅子、卓子、机、火鉢、帽子掛、飾棚、飾台、トランク、米櫃、衣裳入箱、ロッカー、戸棚、寝台、キャビネット、浴槽、調理台、腰掛、傘立、シャンデリヤ、ストーブ、燭台、装飾品、銅壺、置物、花器、賞盃その他の美術取扱品、玩具、三輪車、乳母車、灰皿、ライター、煙草セット、シガレットケースその他の喫煙用具。
四	鉛、錫、アンチモン、アルミニウム及びこれ等の合金（半田を除く。）	容器入化粧品、化粧品容器、容器入歯磨、歯磨容器、容器入靴墨、靴墨容器、髪飾、帯止、ブローチその他の装身具又は被服附属金具（毛巻及び毛止を除く。）文鎮（製図用を除く。）、インクスタンド、紙切その他の文房具（鉛筆削、ペン先、絵具入チューブその他の製図用具、接着剤入チューブ、コンパスその他の工作機構器、筆洗、パレット、クリップ、画鋲、盆、鉛筆、万年筆、朱墨及び計算尺を除く。）食卓、水差、コーヒー沸し、焼網その他の厨房用器具（電熱器、鍋、釜、飯ごう、飯蒸器、パン焼器、焼型、製麺器その他の粉食用器具、杓子、バケツ、湯沸し、急須、洗桶、洗面器、ボール、卸金、オムレツ返し、玉子焼器及び漏斗をアルミニウム又はアルミニウム合金で製造する場合を除く。）、茶器、酒器、菓子器、皿、氷鉄、その他の飲食用器具、フォーク、匙、ナイフ、弁当箱、薬入箱、コップ、水筒を除く。）
五	鉛、錫、アンチモン及びこれ等の合金（半田を除く。）並びにアルミニウムの板。	手摺、把手、錠前、蝶番その他の建築用附属金具。
六	銑鉄及び鋼材（亜鉛鉄板、ブリキ、針金及び鉄線を含み発生品、屑及び故を除く。）部品として使用する場合を除く。	キャビネット、ロッカー、建築物の装飾金物、衣裳入箱、椅子、書類入箱、寝台、腰掛、鏡台、電気スタンド、たらい、浴槽、調理台、掃除器、洗濯器、自転車立、シャンデリヤ、インク壺、インクスタンド、置物、額及び額縁、受皿、菓子器、カードケース、カレンダー金具、屑入、頸飾、化粧品又は歯磨用品の容器、シガレットケース、ライター、石鹸入、煙草セット、ネームプレート、ブローチ、文鎮、ペーパーナイフ、盆、梯子、指輪、洋服掛、空気銃。
七	綿、絹、人絹、羊毛、スフ又は屑紡（亜麻、大麻、苧麻、マニラ麻、黄麻、サイザル、マオラン、竹繊維を含む。）の糸又は織物（細幅織物を含む。）メリヤスその他の編物（網を含む。）	窓掛、日除、壁掛、机掛、襖、衝立、のれん、幔幕、椅子カバー、ベットカバー、クッションカバー、テーブル掛（テーブルセンターを含む。）クッション、机張、箱張、電気スタンド、椅子張（ソファー、張りぐるみの安楽椅子、長椅子に限る。）皿敷、花瓶敷、敷物、造花、吹流し、飾りリボン、広告旗、軸物及び掛物（表装用）、衣裳着又は衣裳付人形（長さ曲尺一尺以下の児童用人形及び節句人形を除く。）及び布帛製玩具（長さ五寸以下の動物を除く。）、羽子板及び鯉幟、ビーチパラソル、靴カバー、アルバムカバー、髪リボン、てがら、ヴェール、買物袋、運動具袋、浴具袋、おしめ袋、貴重品袋、草履袋、布団袋、掛布、ベット掛、日傘、日覆。
八	漆。	玩具、履物、額縁、置物、タンス、看板、針箱、建具、人力車、衝立、飾棚、鏡台、食卓（長さ又は直径二・五尺以下のものを除く。）、椅子、机、火鉢、菓子器、盆、重箱、盤台、提箱、脇息、屏風、棚類。

告示

◎大蔵省
農林省告示第九号
商工省

閉鎖機関令第一条の規定により左の会社等を閉鎖機関に指定する。

昭和二十二年十二月十六日

大蔵大臣　栗栖　赳夫
農林大臣　波多野　鼎
商工大臣　水谷長三郎

全國銑鉄鋳物卸商組合
日本磨帯鋼協議会
全國縫針協議会
漁網撚糸統制株式会社
日本繊維雑品卸商業協同組合

◎農林省告示第百七十七号

農村工業技術者養成規程を左の通り定める。

昭和二十二年十二月十六日　農林大臣　波多野　鼎

農村工業技術者養成規程

第一條　農林省は、農村工業の振興を図るため、農林省の指定する農村工業基幹工場において農村工業技術者の養成を行う。

農村工業技術者の養成は左の部門に属する工業についてこれを行う。

食料品工業
製材及び木製品工業
化学工業
繊維工業
機械器具工業
窯業及び土石工業
其の他の工業

第二條　農村工業基幹工場において農村工業技術者として養成される者の募集は農林省又は農林省の委嘱を受けて農村工業振興中央協議会が、これを行う。

第三條　農村工業技術者の養成場所、養成期間、養成科目、養成される者の定員、その他養成に関し必要な事項については別に定める。

第四條　農村工業技術者として養成される者は、中等学校卒業以上の学歴を有し、現在農村工業の従業者である者、又は将来農村工業の従事者になろうとする者であつて地方長官が推薦する者の中から、これを採用する。但し農村工業振興協議会において適当と認める者は、右の資格を有しない場合でも農林省の承認を得てこれを採用することがある。

第五條　農村工業基幹工場において既に養成を受けた者及び農村工業の技術者であつて、地方長官の推薦により更に農村工業に関する技術を研究しようとする者があるときは、農村基幹工場において研究生として採用することがある。

第六條　農村工業技術者として長期養成を受けようとする者は様式第一号の農村工業技術者養成採用願書に履歴書及び健康診断書を、短期養成を受けようとする者は様式第一号の農村工業技術者養成採用願書に履歴書を、研究生になろうとする者は様式第二号の研究生採用願書に履歴書及び健康診断書を添附し、都道府県を経て、農林省又は農村工業振興中央協議会にこれを提出しなければならない。

第七條　農村工業基幹工場において養成される者又は研究生として許可されたときは、都道府県を経てその旨を出願者に通知する。

第八條　農村工業基幹工場において長期養成を受ける者又は研究生として採用された者は、保証人連署で様式第三号の誓約書を農林省宛に提出しなければならない。

長期養成を受ける者又は研究生が現在農村工業の従業者である場合には、前項の保証人はその工場長とする。

第一項の保証人は長期養成を受ける者又は研究生の本籍地又は寄留地の住民であつてその市（区、町、村）長のその旨の証明のあることを要する。但し、前項により工場長が保証人となる場合は、この限りでない。

第九條　農村工業技術者として養成される者は、特別の場合を除き、寄宿舎に収容する。

第十條　農村工業技術者の養成に要する費用は特別の場合を除き、これを被養成者から徴収しない。

第十一條　農村工業技術者として養成される者に対しては、養成期間中、特別の場合を除き、若干手当に相当するものを支給する。

第十二條　農村工業技術者として養成を受ける者が成業の見込みがないと認められるときは、その者の養成を免除することがある。

第十三條　農村工場基幹工場において農村工業技術者として養成を終了した者に対しては、農林大臣名による修練鑑を授与する。

様式第一号

農村工業技術者養成願

私儀今般左記により農村工業技術者養成を受けたく関係書類を添え御願い申し上げます。

記

一、採用志望基幹工場名
　第一志望
　第二志望
　第三志望
一、希望専攻科目

一、養成期間種別　長期（短期）

年　月　日

本籍
現住所
戸主又は戸主との続柄
職業
氏名（印）
生年月日

農林大臣殿

様式第二号

農村工業技術研究生採用願

私儀今般左記により農村工業技術研究生として採用を受けたく関係書類を添え御願い申し上げます。

記

一、採用志望基幹工場名
　第一志望
　第二志望
　第三志望
一、希望研究事項
一、研究期間

年　月　日

本籍
現住所
戸主又は戸主との続柄
職業
氏名（印）
生年月日

農林大臣殿

様式第三号

誓約書

私儀今般農村工業技術者養成員として採用致されました上は諸規則を守り技術の修得に精励致します。

右誓約致します。

本籍
現住所
氏名（印）
生年月日

前記何某農村工業技術者養成員として採用致されました上は同人に係る一切の件は拙者においてお引き受け申し上げます。

年　月　日

本籍
現住所
本人との関係
職業
右保証人　氏名（印）

農林大臣殿

右保証人何某は本市（区、町、村）住民にして保証人として適当なものであることを証明する。

年　月　日

市（区町村）長（印）

◎農林省告示第百七十八号

昭和二十一年七月三日より同年同月二十九日迄に左記専用漁業を免許した。

昭和二十二年十二月十六日　農林大臣　波多野　鼎

免許番号　第六〇〇二号（地先）
漁業権者　岩手県気仙郡綾里村　綾里村漁業会
漁場の位置　岩手県気仙郡赤崎村綾里村界より綾里村立上崎に至る間の地先
存続期間　自昭和二十二年七月三日　至昭和二十七年六月三十日

漁業の種類	漁獲物の種類	漁業時期
あなご釜漁業	あなご（方言はも）	自五月一日　至十二月三十一日
たこいさり漁業	たこ	自九月一日　至十月三十一日
なまこ漁業	なまこ	自十一月一日　至翌年三月三十一日
うに漁業	うに	自四月一日　至七月三十一日
ほや漁業	ほや	自五月一日　至十月三十一日
あわび漁業	あわび	自十一月一日　至十二月三十一日
いがい漁業	いがい（方言しゆうり）	自一月一日　至六月三十日
かき漁業	かき	自十二月一日　至翌年三月三十一日
てんぐさ漁業	てんぐさ	自三月一日　至七月三十一日
ほそめ漁業	ほそめ	自八月一日　至九月三十日
わかめ漁業	わかめ	自四月一日　至六月三十日
ふのり漁業	ふのり	自三月一日　至六月三十日
ひじき漁業	ひじき	自三月一日　至五月三十一日
つのまた漁業	つのまた	自三月一日　至六月三十日
いわのり漁業	いわのり	自一月一日　至四月三十日
まつも漁業	まつも	自一月一日　至四月三十日
えさむし漁業	えらこ（方言）	自一月一日　至十二月三十一日

條件又は制限　既に免許を受けた漁業を妨げてはいけない。

免許番号　第六〇〇三号（地先）
漁業権者　岩手県気仙郡越喜来村　越喜来村漁業会
漁場の位置　岩手県気仙郡越喜来村大塩崎より同村首崎に至る間の地先
存続期間　自昭和二十二年七月三日　至昭和二十七年六月三十日

漁業の種類	漁獲物の種類	漁業時期
あなご釜漁業	あなご（方言はも）	自六月一日　至十一月三十日
うに漁業	うに	自四月一日　至七月三十一日
あわび漁業	あわび	自十一月一日　至十二月三十一日
いがい漁業	いがい	自一月一日　至六月三十日
わかめ漁業	わかめ	自四月一日　至六月三十日
ほそめ漁業	ほそめ	自七月一日　至九月三十日
ふのり漁業	ふのり	自三月一日　至五月三十一日
いわのり漁業	いわのり	自一月一日　至四月三十日
てんぐさ漁業	てんぐさ	自三月一日　至七月三十一日
つのまた漁業	つのまた	自三月一日　至五月三十一日
えさむし漁業	えらこ（方言）	自一月一日　至十二月三十一日

條件又は制限　既に免許を受けた漁業を妨げてはいけない。

免許番号　第六〇〇四号（地先）
漁業権者　岩手県気仙郡越喜来村　越喜来村漁業会
漁場の位置　岩手県気仙郡越喜来村首崎より越喜来村吉浜村界に至る間の地先
存続期間　自昭和二十二年七月三日　至昭和二十七年六月三十日

漁業の種類	漁獲物の種類	漁業時期
たこいさり漁業	たこ	自十月一日　至十一月三十日
なまこ漁業	なまこ	自一月一日　至四月三十日
うに漁業	うに	自四月一日　至七月三十一日
ほや漁業	ほや	自六月一日　至十月三十一日
あわび漁業	あわび	自十一月一日　至十二月三十一日
いがい漁業	いがい（方言しゆうり）	自一月一日　至六月三十日
わかめ漁業	わかめ	自四月一日　至六月三十日
ほそめ漁業	ほそめ	自七月一日　至九月三十日
てんぐさ漁業	てんぐさ	自三月一日　至七月三十一日
ふのり漁業	ふのり	自三月一日　至五月三十一日
ひじき漁業	ひじき	自三月一日　至五月三十一日
まつも漁業	まつも	自一月一日　至四月三十日
つのまた漁業	つのまた	自三月一日　至五月三十一日
いわのり漁業	いわのり	自一月一日　至四月三十日
えさむし漁業	えらこ（方言）	自一月一日　至十二月三十一日

條件又は制限　既に免許を受けた漁業を妨げてはいけない。

免許番号　第六〇〇五号（地先）
漁業権者　岩手県気仙郡吉浜村　吉浜村漁業会
漁場の位置　岩手県気仙郡吉浜村地先
存続期間　自昭和二十二年七月三日　至昭和二十七年六月三十日

漁業の種類	漁獲物の種類	漁業時期
あいなめ一本釣漁業	あいなめ（方言ねう）	自六月一日　至十二月三十一日
あなご釜漁業	あなご（方言はも）	自七月一日　至九月三十日
たこいさり漁業	たこ	自十一月一日　至十二月三十一日
なまこ漁業	なまこ	自十一月一日　至翌年三月三十一日
うに漁業	うに	自四月一日　至九月三十日
ほや漁業	ほや	自五月一日　至十月三十一日
あわび漁業	あわび	自十一月一日　至十二月三十一日
いがい漁業	いがい（方言しゆうり）	自一月一日　至六月三十日
かき漁業	かき	自二月一日　至四月三十日
わかめ漁業	わかめ	自四月一日　至六月三十日
ほそめ漁業	ほそめ	自七月一日　至十月三十一日
てんぐさ漁業	てんぐさ	自三月一日　至七月三十一日
ふのり漁業	ふのり	自三月一日　至五月三十一日
ひじき漁業	ひじき	自三月一日　至六月三十日
つのまた漁業	つのまた	自三月一日　至五月三十一日
まつも漁業	まつも	自十二月一日　至翌年四月三十日
いわのり漁業	いわのり	自十二月一日　至翌年四月三十日
えさむし漁業	えらこ（方言）	自一月一日　至十二月三十一日

條件又は制限　既に免許を受けた漁業を妨げてはいけない。

免許番号　第六〇〇六号（地先）
漁業権者　岩手県下閉伊郡船越村　船越村漁業会
漁場の位置　岩手県上閉伊郡下閉伊郡界より下閉伊郡船越村字宿エサシ鼻ナガ浦に至る間の地先
存続期間　自昭和二十二年七月三日　至昭和二十七年六月三十日

漁業の種類	漁獲物の種類	漁業時期
たこいさり漁業	たこ	自十月一日　至翌年一月三十一日
うに漁業	うに	自五月一日　至九月三十日
なまこ漁業	なまこ	自十月一日　至翌年二月末日
ほや漁業	ほや	自五月一日　至九月三十日
あわび漁業	あわび	自十一月一日　至十二月三十一日
いがい漁業	いがい（方言しゆうり）	自一月一日　至六月三十日
こんぶ漁業	こんぶ	自六月一日　至九月三十日
ふのり漁業	ふのり	自三月一日　至五月三十一日
てんぐさ漁業	てんぐさ	自三月一日　至五月三十一日
ほそめ漁業	ほそめ	自六月一日　至九月三十日
わかめ漁業	わかめ	自三月一日　至六月三十日

第6278号 本文

ひじき漁業　ひじき　自三月一日至五月三十一日
つのまた漁業　つのまた　自四月一日至六月三十日
まつも漁業　まつも　自三月一日至五月三十一日
いわのり漁業　いわのり　自十二月一日至翌年四月三十日
えさむし漁業　えらこ(方言)　自一月一日至十二月三十一日
條件又は制限　既に免許を受けた漁業を妨げてはいけない。
免許番号　第六〇〇七号(地先)
漁業権者　岩手縣下閉伊郡津軽石村　津軽石村漁業会
漁場の位置　岩手縣下閉伊郡津軽石村地先
存続期間　自昭和二十二年七月三日　至昭和二十七年六月三十日

漁業の種類	漁獲物の種類	漁業時期
うなぎ筌漁業	うなぎ	自五月一日至九月三十日
かれい延縄漁業	かれい	自一月一日至十二月三十一日
あなご筌漁業	あなご(方言はも)	自六月一日至十月三十一日
なまこ漁業	なまこ	自十月一日至翌年三月三十一日
しやこ漁業	しやこ	自一月一日至十二月三十一日
かき漁業	かき	自二月一日至四月三十日
ほつきがい漁業	ほつきがい	自一月一日至十二月三十一日
あさり漁業	あさり	自一月一日至十二月三十一日
あわび漁業	あわび	自一月一日至十二月三十一日
ひらぼ漁業	ひらぼ(方言)	自三月一日至五月三十一日
ふのり漁業	ふのり	自三月一日至五月三十一日
つのまた漁業	つのまた	自五月一日至六月三十日

條件又は制限　既に免許を受けた漁業を妨げてはいけない。
免許番号　第六〇〇八号(地先)
漁業権者　岩手縣下閉伊郡田老町　田老町漁業会
漁場の位置　岩手縣下閉伊郡田老町大字摂待地先
存続期間　自昭和二十二年七月三日　至昭和二十七年六月三十日

漁業の種類	漁獲物の種類	漁業時期
しらす船曳網漁業	しらす	自四月一日至六月三十日
すずき打網漁業(方言すずき船曳網)	すずき	自五月一日至九月三十日
たなご打網漁業(方言たなご船曳網)	たなご	自五月一日至十二月三十一日
あぶらめ延縄漁業	あぶらめ	自四月一日至十二月三十一日
あこう延縄漁業	あこう	自四月一日至十二月三十一日
かれい延縄漁業	かれい	自一月一日至十二月三十一日
あなご延縄漁業	あなご(方言はも)	自五月一日至翌年一月三十一日
ひらめ延縄漁業	ひらめ	自七月一日至十月三十一日
そい延縄漁業	そい、どんこ(方言)	自四月一日至十二月三十一日
すずき延縄漁業	すずき	自七月一日至九月三十日
ひらめ一本釣漁業	ひらめ	自七月一日至十月三十一日
あなご一本釣漁業	あなご(方言はも)	自八月一日至翌年一月三十一日
あぶらめ一本釣漁業	あぶらめ	自四月一日至十二月三十一日
そい一本釣漁業	そい、どんこ(方言)	自四月一日至十二月三十一日
すずき一本釣漁業	すずき	自六月一日至九月三十日
たこ釣漁業	たこ	自十月一日至翌年三月三十一日
たこ掛漁業	たこ	自十月一日至翌年三月三十一日
うに漁業	うに(方言がぜ)	自五月一日至八月三十一日
なまこ漁業	なまこ	自十一月一日至翌年三月三十一日
ほや漁業	ほや	自五月一日至九月三十日
あわび漁業	あわび	自一月一日至十二月三十一日
いがい漁業	いがい(方言しゆうり)	自四月一日至七月三十一日
こんぶ漁業	こんぶ(ほそめを含む)	自五月一日至九月三十日
わかめ漁業	わかめ	自三月一日至八月三十一日
てんぐさ漁業	てんぐさ	自三月一日至八月三十一日
ふのり漁業	ふのり	自二月一日至五月三十一日
ひじき漁業	ひじき	自二月一日至五月三十一日
まつも漁業	まつも	自二月一日至五月三十一日
いわのり漁業	いわのり	自十二月一日至翌年四月三十日
つのまた漁業	つのまた	自三月一日至五月三十一日
あなめ漁業	あなめ(方言)	自三月一日至七月三十一日
ちがいそ漁業	ちがいそ(方言さるめん)	自二月一日至五月三十一日
えさむし漁業	えらこ(方言)	自一月一日至十二月三十一日

條件又は制限　既に免許を受けた漁業を妨げてはならない。
免許番号　第六〇〇九号(地先)
漁業権者　岩手縣下閉伊郡小本村　小本浜漁業会
漁場の位置　岩手縣下閉伊郡小本村地先
存続期間　自昭和二十二年七月三日　至昭和二十七年六月三十日

漁業の種類	漁獲物の種類	漁業時期
しらす船曳網漁業	しらす	自四月一日至六月三十日
たなご打網漁業(方言たなご船曳網)	たなご	自五月一日至十二月三十一日
すずき打網漁業(方言すずき船曳網)	すずき	自六月一日至九月三十日
たら刺網漁業	たら	自十一月一日至翌年一月三十一日
ます刺網漁業	ます	自五月一日至九月三十日
ひらめ延縄漁業	ひらめ	自七月一日至十月三十一日
ます延縄漁業	ます	自三月一日至八月三十一日
そい延縄漁業	そい、どんこ(方言)	自四月一日至十二月三十一日
すずき延縄漁業	すずき	自七月一日至九月三十日
あぶらめ延縄漁業	あぶらめ	自四月一日至十二月三十一日
あこう延縄漁業	あこう	自七月一日至十月三十一日
かれい延縄漁業	かれい	自一月一日至十二月三十一日
あなご延縄漁業	あなご(方言はも)	自五月一日至翌年一月三十一日
ひらめ一本釣漁業	ひらめ	自七月一日至十月三十一日
あぶらめ一本釣漁業	あぶらめ	自四月一日至十二月三十一日
そい一本釣漁業	そい、どんこ(方言)	自四月一日至十二月三十一日
すずき一本釣漁業	すずき	自七月一日至九月三十日
たこ釣漁業	たこ	自十月一日至翌年三月三十一日
たこ掛漁業	たこ	自十月一日至翌年三月三十一日
なまこ漁業	なまこ	自十一月一日至翌年三月三十一日
ほや漁業	ほや	自五月一日至九月三十日
うに漁業	うに(方言がぜ)	自五月一日至八月三十一日
あわび漁業	あわび	自一月一日至十二月三十一日
いがい漁業	いがい(方言しゆうり)	自四月一日至七月三十一日
こんぶ漁業	こんぶ(ほそめを含む)	自五月一日至九月三十日
わかめ漁業	わかめ	自三月一日至八月三十一日
てんぐさ漁業	てんぐさ	自三月一日至八月三十一日
ふのり漁業	ふのり	自二月一日至五月三十一日
ひじき漁業	ひじき	自二月一日至五月三十一日
まつも漁業	まつも	自二月一日至五月三十一日
いわのり漁業	いわのり	自十二月一日至翌年四月三十日
つのまた漁業	つのまた	自三月一日至五月三十一日
あなめ漁業	あなめ(方言)	自三月一日至七月三十一日
えさむし漁業	えらこ(方言)	自一月一日至十二月三十一日

條件又は制限　既に免許を受けた漁業を妨げてはならない。
免許番号　第六〇一〇号(地先)
漁業権者　岩手縣九戸郡野田村　野田村漁業会
漁場の位置　岩手縣九戸郡野田村大字野田地先
存続期間　自昭和二十二年七月二十九日　至昭和二十七年六月三十日

漁業の種類	漁獲物の種類	漁業時期
うに漁業	うに	自六月一日至九月三十日
なまこ漁業	なまこ	自一月一日至十二月三十一日
ほや漁業	ほや	自六月一日至九月三十日
あわび漁業	あわび	自一月一日至十二月三十一日
ほつきがい漁業	ほつきがい	自十月一日至翌年三月三十一日
こんぶ漁業	こんぶ	自五月一日至九月三十日
わかめ漁業	わかめ	自五月一日至八月三十一日
てんぐさ漁業	てんぐさ	自三月一日至八月三十一日
つのまた漁業	つのまた	自三月一日至六月三十日

條件又は制限　既に免許を受けた漁業を妨げてはならない。
免許番号　第六〇一一号(地先)
漁業権者　岩手縣九戸郡久慈町　宇部漁業会
漁場の位置　岩手縣九戸郡野田村、宇部村界より宇部村、三崎、ユカハナに至る間の地先
存続期間　自昭和二十二年七月三日　至昭和二十七年六月三十日

漁業の種類	漁獲物の種類	漁業時期
うに漁業	うに(方言がぜ)	自五月一日至八月三十一日
あわび漁業	あわび	自一月一日至十二月三十一日
いがい漁業	いがい(方言しゆうり)	自三月一日至六月三十日
こんぶ漁業	こんぶ	自六月一日至九月三十日
わかめ漁業	わかめ	自五月一日至八月三十一日
ふのり漁業	ふのり	自二月一日至五月三十一日

漁業の種類	漁獲物の種類	漁業時期
まつも漁業	まつも	自二月一日至四月三十日
てんぐさ漁業	てんぐさ	自三月一日至八月三十一日
つのまた漁業	つのまた	自四月一日至六月三十日
いわのり漁業	いわのり	自一月一日至四月三十日

免許番号　第六〇一二号(地先)
漁業権者　岩手縣九戸郡久慈町　宇部漁業会
漁場の位置　岩手縣九戸郡宇部村三崎、ユカハナより宇部村、長内村界ニ至ル間ノ地先
存続期間　自昭和二十二年七月三日　至昭和二十七年六月三十日

漁業の種類	漁獲物の種類	漁業時期
うに漁業	うに(方言がぜ)	自五月一日至八月三十一日
あわび漁業	あわび	自一月一日至十二月三十一日
いがい漁業	いがい(方言しゆうり)	自三月一日至六月三十日
こんぶ漁業	こんぶ	自六月一日至九月三十日
わかめ漁業	わかめ	自五月一日至八月三十一日
てんぐさ漁業	てんぐさ	自三月一日至八月三十一日
ふのり漁業	ふのり	自二月一日至五月三十一日
いわのり漁業	いわのり	自一月一日至四月三十日
まつも漁業	まつも	自二月一日至四月三十日
つのまた漁業	つのまた	自四月一日至六月三十日

正誤

昭和二十二年五月三日官報号外内務省令第二十九号地方自治法施行規則中一頁上段十九行「承諾書」は「本人の承諾書」、同二十六行「どうかの確認」は「どうかの確認」、同下段二十四行「明治四十四年内務省令第十六号及び同年内務省令第十六号(市町村職員服務規律)」は、「明治三十五年内務省令第三号(道府縣職員服務規律)、明治四十四年内務省令第十四号(市制第八十二條第一項の市の指定の件)、明治四十四年内務省令第十六号(市町村職員服務規律)及び昭和十八年内務省令第五十一号(東京都職員服務規律)」、二頁上段選挙人名簿抄本様式の「備考一」中「衆議院議員選挙人名簿に修正のあつたときは、」は「衆議院議員選挙人名簿を修正したいときは、」、三頁下段投票用紙様式の三中「都(何道府縣)(市)(町)(村)の議会の解散投票用紙」は「都(何道府縣)(市)(町)(村)の議会の解散投票」のいずれも誤り。六頁投票用紙様式の七備考二中「(行政区の区長を含む。以下これに同じ。)」を削る。九頁上段特別投票者証明書の封筒様式中裏注意「この証明書は、封筒を開かず、そのままこれを特別投票管理者に提出しなければならない。」を一とし次に「二　選挙人は、その現在する場所において投票の記載をしたときは、この証明書は、封筒を開かず、そのままこれを投票とともにその属する市町村の選挙管理委員会の委員長に郵便で送付しなければならない。」を加える。同下段五行及び十五行「(解散請求代表者)」は「(解職請求代表者)」の誤り。同二十三行中「(区)」を削る。同三十五行「(何道府縣)(何市)(区)(町)(村)」何選挙」は「(何道府縣)(何市)(区)(町)(村)何選挙」、同三十六行「推薦届出者」は「推薦届出者」、同四十行「大字(何所)何番地」は「大字何町(何所)何番地」、一〇頁上段初行「承諾書様式」は「承諾書様式」、同九行「届出書様式」は「届出書様式」、同十八行中「何候補者」は「候補者」、同段選挙人連署表様式中「選挙管理委員長」は「選挙管理委員会委員長」のいずれも誤り。一一頁上段投票録様式十一中「左の選挙人は、何々の事由に因り、投票管理者において投票立会人の意見を聴き、投票を拒否した。」の次に「住所　氏名」の一行を加える。同十六中「送達」は「送致」、同下段終りから二行「緊急」は「緊要」、一二頁上段初行「(これを準用する規定)」は「(これを準用する規定を含む。)」のいずれも誤り。同十九行から二十一行に至る「左の選挙人は、代理投票をしようとする旨を申し立てたので、投票用封筒に代理投票である旨の印をおして交付し又は送達した。　住所　氏名」を削る。同二十六行及び二十八行「提出せず」は「提出しない」、同三十四行「登載せられず」は「登載されていない。」のいずれも誤り。同四十二行「何人」の次に左の一号を加える。

「五　地方自治法施行令第四十條第四項及び第四十一條第一項の規定により送付又は送致を受けた投票は、左の通りである。

昭和何年何月何日收　何　票

昭和何年何月何日收　何　票」

同四十三行「五」を「六」に改める。同行「送達」は「送致」の誤り。同下段初行「六」を「七」に改める。同七行「特別投票管理者」は「特別投票管理委員会の委員長」の誤り。同十行「選挙管理者」は「選挙管理委員会の委員長」の誤り。同二十三行「所において開票立会人は云々」の次に「住所　氏名」の一行を加える。同三十一行「投票函」は「投票箱」の誤り。同三十七行六の全文を削る。同三十八行「七」を「六」に、一三頁上段七行「八」を「七」に、同九行「九」を「八」に、同十一行「十」を「九」に夫々繰り上げる。同二十七行「(町)(村)長」の外、他事を記載したもの」の下に「何票」を加える。同三十二行「十一」を「十」に、同三十四行「十二」を「十一」に、同十四行「十五」を「十四」に、同下段七行「十三」を「十二」に、同十三行「十四」を「十三」に、同十七行「十六」を「十五」に夫々繰り上げる。同三十三行「選挙立会人たるべき地方自治法施行令第百八十二條第一項の規定により選任された選挙立会人は」は「選挙立会人たるべき者(地方自治法施行令第百八十二條第一項の規定により選任された選挙立会人)は、」の誤り。同末行「氏名」の上に「住所」を加える。一四頁上段五行「(臨時に選挙区の区域内における)」は「臨時に(選挙区の区域内における)」、同十一行「臨時に選挙区の区域内における」は「臨時に(選挙区の区域内における)」のいずれも誤り。同段終りから九行及び十行「何票　氏名」を削る。同下段終りから八行「所において選挙立会人の云々」の行の次に「住所　氏名」の一行を加える。一五頁上段初行「選挙長、すべての投票函」は「選挙長は、すべての投票箱」の誤り。同四行「臨時に」の下に「(選挙区の区域内における)」を加える。同十一行「開票立会人」は「選挙立会人」の誤り。同段終りから九行「一　成規の用紙を用いないもの」及び同終りから七行「(村)長」の外、他事を記載したもの」の下に「何票」を加える。一六頁上段初行「十九」を削る。同十八行「氏名」の上に「住所」、を加える。同下段六行「る。」の次に「氏　名」の一行を加える。同八行「氏名」を削る。同二十二行「当選証書様式(用紙鳥の子四つ切)」は「当選証書」。同末行「宛」は「(都(何道府縣)(何郡)(市)町(村)長」宛」、一七頁上段十一行「都(何道府縣)(何郡)(市)町(村)」は「(都(何道府縣)知事」(何郡)(市)町(村)長)」、同十二行「各(何道府縣)」は「都(何道府縣)」、同段(表紙)中「二通以下」は「二通以上」、同下段末行「都(何道府縣)(何郡(市)何町(村)長」は「都(何道府縣)知事」(何郡(市)町(村)長)」、一八頁一段予算科目及び説明種目の欄中「三　目的地」は「三　目的税」、一九頁四段継続費の年期及び支出方法様式中「都(何道府縣)(何郡(市)何町(村)長」は「都(何道府縣)知事」(何郡(市)町(村)長)」、同段「市町村歳入歳出決算様式」は「都道府縣(市町村)歳入歳出決算様式」、二〇頁二段終りから八行及び五行「俸給給料諸費」は「俸給給料諸給」、同四段終りから九行及び十行「建」は「健」、二一頁一段末行「(何道府縣)知事」は「都(何道府縣)知事」、二二規則中「何々」は「何々」のいずれも誤り。

同五月三日官報号外内務省告示第百二十四号中三〇頁下段二「人口五万以上十万未満の市の行「三十五銭」は「二十五銭」の誤り。

内務事務官

辞令

総理庁事務官　須々木貞雄
二十二号俸を給する
公正取引委員会事務局審査部審判課勤務を命ずる

総理庁技官　伊関俊三郎
十四号俸を給する
公正取引委員会事務局調査部第二課勤務を命ずる
(以上十二月十三日総理庁)

運輸事務官　鐵田　吉次
東京鉄道局勤務を命ずる

運輸技官　根来幸次郎
東京鉄道局千葉管理部長を命ずる
(以上十二月十二日運輸省)

裁判所事務官　五鬼上堅磐
最高裁判所事務次長を命ずる

同　角村　克己
最高裁判所事務局総務部長を命ずる

同　関根　小郷
最高裁判所事務局民事部長心得兼最高裁判所事務局行政部長心得を命ずる

同　岸　盛一
最高裁判所事務局刑事部長心得を命ずる

同　内藤　頼博
最高裁判所事務局秘書課長を命ずる

同　石田　和外
最高裁判所事務局人事課長を命ずる

同　吉田　豊
最高裁判所事務局会計課長を命ずる

同　樋口　勝
最高裁判所事務局渉外課長を命ずる

同　前田　[illegible]郎
最高裁判所事務局訟廷課長を命ずる

同　小川　善吉
最高裁判所事務局総務部第一課長を命ずる

同　磯崎　良誉
最高裁判所事務局総務部第三課長を命ずる

同　服部　高顕
最高裁判所事務局民事部第一課長を命ずる

同　矢崎　憲正
最高裁判所事務局刑事部第一課長を命ずる

同　畔上　英治
最高裁判所事務局行政部第一課長を命ずる
(以上十二月一日最高裁判所)

地方行政

◉縣会　群馬縣においては十二月十五日定例縣会を招集した。(群馬縣)◉石川縣においては十二月十八日定例縣会を招集する。(石川縣)◉富山縣においては十二月五日定例縣会を招集した。(富山縣)◉福岡縣においては十二月九日定例縣会を招集した。(福岡縣)◉十二月八日開会の定例熊本縣会は同十日閉会した。(熊本縣)

廣告

◉公示送達

藤沢市鵠沼二三四〇番地　高塚　洌

右の者に送達する昭和二十二年七月三十日附昭和十七年特許願第二四八〇号訂正書差出書通知書

神戸市須磨区衣掛町四丁目五五番　徳田　正巳

右の者に送達する昭和二十二年八月六日附昭和十八年特許願第一九八二号訂正書差出方通知書
同右　徳田　正巳
右の者に送達する昭和二十二年八月六日附昭和十八年特許願第二六九九号訂正書差出方通知書
東京都澁谷区幡ケ谷本町二丁目七五一番地春秋荘内　北島　榮一
右の者に送達する昭和二十二年八月十二日附昭和十八年特許願第三四五八号訂正書差出方通知書
鹿児島県大島郡名瀬町金久二〇六七　貴島　武彦
右の者に送達する昭和二十二年七月二十五日附昭和十八年特許願第八二九〇号訂正書差出方通知書
神戸市須磨区衣掛町四丁目五五番地　徳川　正巳
右の者に送達する昭和二十二年八月六日附昭和十八年特許願第一一一〇六号訂正書差出方通知書
大阪市浪速区鴎町一丁目一二九番地　南條　種雄
右の者に送達する昭和二十二年八月三十日附昭和十九年特許願第九八三号訂正書差出方通知書
東京都新宿区上落合一丁目四百五番地　安達　貞一郎
右の者に送達する昭和二十二年六月二十二日附昭和十九年特許願第一八一六号訂正書差出方通知書
東京都板橋区板橋町六丁目八二九番地　土屋　誠市
右の者に送達する昭和二十一年七月三日附昭和十九年特許願第四〇三一号訂正書差出方通知書
芦屋市西山町二三の一小南建之助方　日部　義雄
右の者に送達する昭和二十一年四月二日附昭和十九年特許願第五〇八九号訂正書差出方通知書
京都市下京区麩屋町四條下ル八文字町三三四　土山　慶助
右の者に送達する昭和二十二年八月十一日附昭和十九年特許願第五二二二号訂正書差出方通知書
東京都大田区馬込町東一丁目一〇八七　日野　能藏
右の者に送達する昭和二十二年八月九日附昭和十九年特許願第九〇一七号訂正書差出方通知書
東京都新宿区下落合二丁目五八七番地　小林　秀彌
右の者に送達する昭和二十二年八月十五日附昭和十九年特許願第九六一八号訂正書差出方通知書
横浜市鶴見区鶴見町一〇六八　小原　康資
右の者に送達する昭和二十二年四月三十日附昭和十九年特許願第一二四四三号訂正書差出方通知書
浦和市領家三九四番地山田佐兵衛方　金澤　勝之助
右の者に送達する昭和二十二年七月三十日附昭和二十年特許願第二二一三号訂正書差出方通知書
廣島市東観音町二丁目四一六の二　三上　勤造
右の者に送達する昭和二十二年八月十二日附昭和二十年特許願第一六六〇号訂正書差出方通知書
東京都葛飾区亀有町二の二四二三　松岡　秋洙
右の者に送達する昭和二十二年八月二十七日附昭和二十年特許願第二〇五六号訂正書差出方通知書
右の書類は何時でも送達を受ける者にこれを交付する。
右特許法施行規則第二十一條の規定により公告する。
昭和二十二年十二月十六日　特許標準局

◎公示催告

昭和二十二年(へ)第三三二号
福岡県小倉市大門町五十四番地　申立人　谷口　光藏
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから、その証券の所持人は昭和二十三年九月九日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十二年九月二十日　大阪簡易裁判所
(別紙)　目録
七三一号記名式自由支拂小切手一枚
一額面　二万円也
一振出地　小倉市
一振出人　小倉市鳥町三十番地株式会社帝國銀行小倉支店長代理俵一雄
一支拂人　株式会社帝國銀行堂島支店
一受取人　兒島清二
一振出年月日　昭和二十二年七月二十八日
一四一六一号記名式自由支拂小切手一枚
一額面　一万二千七百二十円也
一振出地　小倉市
一振出人　小倉市大坂町八十七番地の二株式会社三和銀行小倉支店支店長藤岡教兼
一支拂人　株式会社三和銀行
一受取人　岸田化学藥品株式会社
一振出年月日　昭和二十二年七月二十八日
一四一六二号記名式自由支拂小切手一枚
一額面　四千二百十七円也
一振出地　小倉市
一振出人　小倉市大坂町八十七番地の二株式会社三和銀行小倉支店支店長藤岡教兼
一支拂人　株式会社三和銀行
一受取人　石津製藥株式会社
一振出年月日　昭和二十二年七月二十八日
一以上小切手最終所持人　谷口光藏

昭和二十二年(へ)第三三一号
愛知県中島郡起町字富田千八百四番地　申立人　榊原庄太郎
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから、その証券の所持人は昭和二十三年九月十日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十二年九月二十日　大阪簡易裁判所
(別紙)　目録
一、大阪商船株式会社株式十株券一枚
但
一株券額面　金五百円也
一一株に付拂込額　金五十円也
一株券記号番号　庚一〇九〇四号
一発行者　大阪商船株式会社取締役社長中橋徳五郎
一発行日　大正三年十月一日
一最終株主　榊原庄太郎

昭和二十二年(へ)第三五六号
和歌山市小路五七　申立人　池田　儀一
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから、その証券の所持人は昭和二十三年九月十三日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十二年九月二十日　大阪簡易裁判所
(別紙)　目録
大阪機工株式会社株式十株券五枚
但し
一株券額面　金五百円也
一一株の拂込額　金五十円也
一記号番号　乙自第三三一九号至第三三一一号、ろ第四七七号、ろ第四七八号
一発行者　大阪機工株式会社
一最終株主　池田儀一
大阪機工株式会社株式一株券四枚
但し
一株券額面　金五十円也
一一株の拂込額　金五十円也
一記号番号　い自第一一三三号至第一一三六号
一発行者　大阪機工株式会社
一最終株主　池田儀一
大阪機工株式会社新株式五十株券一枚
但し
一株券額面　金二千五百円也
一一株の拂込額　金十二円五十銭也
一記号番号　へ第三三六号
一発行者　大阪機工株式会社
一最終株主　池田儀一
大阪機工株式会社新株式十株券四枚
但し
一株券額面　金五百円也
一一株の拂込額　金十二円五十銭也
一記号番号　ほ自第三一一三号至第三一一六号
一発行者　大阪機工株式会社
一最終株主　池田儀一
大阪機工株式会社新株式一株券九枚
但し
一株券額面　金五十円也
一一株の拂込額　金十二円五十銭也
一記号番号　に自第五三六号至第五四四号
一発行者　大阪機工株式会社
一最終株主　池田儀一

昭和二十二年(へ)第三五四号
和歌山市小路五七　申立人　池田　儀一
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから、その証券の所持人は昭和二十三年九月十三日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十二年九月二十日　大阪簡易裁判所
(別紙)　目録
株式会社栗本鉄工所新株式(イ)五十株券三枚(ロ)十株券三枚
但し
一株券額面　(イ)金二千五百円也(ロ)金五百円也
一一株の拂込額　金五十円也
一記号番号　(イ)自わ第一五九号至わ第一六一号(ロ)自か第一三一号至か第一三三号
一発行者　株式会社栗本鉄工所取締役社長栗本勇之助
一発行日　昭和二十年三月十五日
一最終株主　池田儀一
株式会社栗本鉄工所新株式(ハ)五株券一枚(ニ)一株券二枚
但し
一株券額面　(ハ)金二百五十円也(ニ)金五十円也
一一株の拂込額　金十二円五十銭也
一記号番号　(ハ)よ第五六号(ニ)た第一七号、た第一八号
一発行者　株式会社栗本鉄工所取締役社長栗本勇之助
一発行日　昭和二十年三月十五日
一最終株主　池田儀一
株式会社栗本鉄工所旧株式五株券一枚
但し
一株券額面　金二百五十円也
一一株の拂込額　金五十円也
一記号番号　る第二〇号
一発行者　株式会社栗本鉄工所取締役社長栗本勇之助
一発行日　昭和十五年三月十日
一最終株主　池田儀一
株式会社栗本鉄工所旧株式五十株券一枚
但し
一株券額面　金二千五百円也
一一株の拂込額　金五十円也
一記号番号　り第六八号
一発行者　株式会社栗本鉄工所取締役社長栗本勇之助
一発行日　昭和十五年三月十日
一最終株主　池田儀一
株式会社栗本鉄工所旧株式十株券七枚
但し
一株券額面　金五百円也
一一株の拂込額　金五十円也

一記号番号　自乙第五四九号至乙第五五一号、乙第三〇五号、乙第三〇九号、ぬ第一八三号、ぬ第一八四号
一発行者　株式会社栗本鉄工所取締役社長栗本勇之助
一発行日　昭和十五年三月十日
一最終株主　池田儀一

昭和二十二年(へ)第三五二号
和歌山市小路五七番地　申立人　池田　儀一
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから、その証券の所持人は昭和二十三年九月十三日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十二年九月二十日　大阪簡易裁判所
(別紙)　目録
一、大阪窯業セメント株式会社株式十株券四枚
但し
一株券額面　金五百円也
一一株の拂込額　金五十円也
一記号番号　ぬ内第二六五二号、同第二六五五号、波内第七四二号、同第七四三号
一発行者　大阪窯業セメント株式会社
一最終株主　池田儀一
一、大阪窯業セメント株式会社株式一株券四枚
但し
一株券額面　金五十円也
一一株の拂込額　金五十円也
一記号番号　波甲自第一二〇号至第一二三号
一発行者　大阪窯業セメント株式会社
一最終株主　池田儀一

昭和二十二年(へ)第三五〇号
東京都世田谷区北沢五丁目六四五番地宮下秀二方　申立人　戸川　猛馬
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから、その証券の所持人は昭和二十三年九月十三日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十二年九月二十日　大阪簡易裁判所
(別紙)　目録
一、大阪商船株式会社株式十株券四枚
但し
一株券額面　金五百円也
一一株の拂込額　金五十円也
一記号番号　自甲第二一七八号至甲第二一八一号
一発行者　大阪商船株式会社
一最終株主　戸川猛馬
一、大阪商船株式会社株式一株券十枚
但し
一株券額面　金五十円也
一一株の拂込額　金五十円也
一記号番号　甲第六八一一二号、甲第六八一一三号、戊第四八二一七号、自子第三三四〇号至子第三三四二号、自午第六一五号至午第六一八号
一発行者　大阪商船株式会社
一最終株主　戸川猛馬

昭和二十二年(へ)第三四八号
石川県江沼郡瀬越村　申立人　大家　きみ
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから、その証券の所持人は昭和二十三年九月十三日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十二年九月二十日　大阪簡易裁判所
(別紙)　目録
株式会社近畿映画劇場株式十株券一枚
但し
一株券額面　金二百円也
一一株の拂込額　金二十円也
一記号番号　丙第〇四六二号
一発行者　株式会社近畿映画劇場取締役社長小松茂三郎
一発行日　昭和十二年七月一日
一最終株主　大家紹嘉親権者大家きみ

昭和二十二年(へ)第三四六号
三重県三重郡川越村字高松二百三十番地　申立人　浅田　金也
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから、その証券の所持人は昭和二十三年九月十三日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十二年九月二十日　大阪簡易裁判所
(別紙)　目録
東洋紡績株式会社株式五十株券一枚
但し
一株券額面　金二千五百円也
一一株の拂込額　金五十円也
一記号番号　甲に第一三一二号
一発行者　東洋紡績株式会社取締役社長河部房次郎
一発行日　昭和六年四月十日
一最終株主　谷口敏夫

昭和二十二年(へ)第三四四号
兵庫県武庫郡宝塚紅葉谷十七番地　申立人　林　昭男
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから、その証券の所持人は昭和二十三年九月十三日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十二年九月二十日　大阪簡易裁判所
(別紙)　目録
株式会社藤永田造船所新株式五十株券十枚十株券五枚
但し
一株券額面　金二千五百円也(五十株券)、金五百円也(十株券)
一一株の拂込額　金三十七円五十銭也(但し十二円五十銭拂込記入のもの)
一記号番号　戊四新自第一三一九号至第一三二八号、乙四新自第二〇二八号至第二〇三〇号、乙四新自第二四七一号至第二四七二号
一発行者　株式会社藤永田造船所取締役社長岸本信太
一発行日　昭和十八年五月二十八日
一最終株主　林昭男、保佐人　林蝶子

昭和二十二年(へ)第三三五号
大阪市南区松屋町二十一番地　申立人　伸　鹿藏
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから、その証券の所持人は昭和二十三年九月十四日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十二年九月二十日　大阪簡易裁判所
(別紙)　目録
種類　大阪土地建物株式会社
数量　十株券三枚
一株の金額　金五十円也(拂込済)
一発行年月日　大正十五年十二月二十四日
一取得の年月日　右に同じ
一発行者　大阪土地建物株式会社取締役社長宮崎敬介
一記号番号　甲第三三四五号、乙第三三五四号、乙第三三五五号
一最終の株主　伸鹿藏

昭和二十二年(へ)第三三九号
名古屋市東区主税町三丁目六番地　申立人　中島　せん
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから、その証券の所持人は昭和二十三年九月十四日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十二年九月二十日　大阪簡易裁判所
(別紙)　株券目録
第一
一、種類　東洋紡績株式会社株式
二、数量　五株券一枚
三、株券額面　金二百五十円
四、一株に付拂込　金五十円
五、記号番号　甲ろ第九三一号
六、発行者　東洋紡績株式会社取締役社長齊藤恒三
七、発行日　大正九年十二月一日
八、最終株主　中島せん
第二
一、種類　東洋紡績株式会社株式
二、数量　十株券二枚
三、株券額面　金五百円
四、一株に付拂込　金五十円
五、記号番号　甲は第一八二七八号、同第一八二七九号
六、発行者　東洋紡績株式会社取締役社長齊藤恒三
七、発行日　大正九年十二月一日
八、最終株主　中島せん

昭和二十二年(へ)第三四一号
東京都台東区車坂町六番地　申立人　青木　四郎
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから、その証券の所持人は昭和二十三年九月十四日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十二年九月二十日　大阪簡易裁判所
(別紙)　目録
一株式会社高島屋新株式
記号番号　十株券三通チ第三〇五五、三〇五六、三〇五七号　五十株券一通ト第三三〇号
一株の金額　金五十円
拂込額　一株に付金四十円
発行者　大阪市南区難波新地六番町十四番地株式会社高島屋
最終名義人　青木四郎

昭和二十二年(へ)第三四三号
姫路市東雲町四丁目三番地　申立人　尾上りつ　尾上暉哉　尾上暉次
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから、その証券の所持人は昭和二十三年九月十四日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十二年九月二十日　大阪簡易裁判所
(別紙)　目録
一、関西配電株式会社普通株式十株券一枚
但し
一株券額面　金五百円也
一一株の拂込額　金五十円也
一記号番号　い乙第一二九五四号
一発行者　関西配電株式会社社長田邊隆二
一発行日　昭和十七年七月一日
一最終株主　尾上暉次
一、関西配電株式会社普通株式一株券十枚
但し
一株券額面　金五十円也
一一株の拂込額　金二十五円也
一記号番号　ろ甲自第六八三一一二号至第六八三一二一号
一発行者　関西配電株式会社社長田邊隆二
一発行日　昭和十八年二月二十日
一最終株主　尾上暉次
一、関西配電株式会社普通株式十株券一枚
但し
一株券額面　金五百円也
一一株の拂込額　金五十円也

第6278号　本文

第6278号 本文

一記号番号　い乙第一二九五五号
一発行者　関西配電株式会社社長田邊隆二
一発行日　昭和十七年七月一日
一最終株主　尾上曄哉
一、関西配電株式会社普通株式二十株券一枚
但し
一株券額面　金五百円也
一一株の拂込額　金五十円也
一記号番号　い乙第一二九五三号
一発行者　関西配電株式会社社長田邊隆二
一発行日　昭和十七年七月一日
一最終株主　尾上りつ
一、関西配電株式会社普通株式十株券十枚
但し
一株券額面　金五百円也
一一株の拂込額　金二十五円也
一記号番号　ろ乙自第一〇六〇一号至第一〇六一〇号
一発行者　関西配電株式会社社長田邊隆二
一発行日　昭和十七年七月一日
一最終株主　尾上りつ

昭和二十二年(ヘ)第三四七号
名古屋市東区舎人町八番地
申立人　久世　豐雲
別紙目録記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから、その証券の所持人は昭和二十三年九月十四日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十二年九月二十日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目録
関西配電株式会社普通株式十株券五枚
但し
一株券額面　金五百円也
一一株の拂込額　金五十円也
一記号番号　い乙第一〇〇六九一号、同第一〇〇六九二号、同第一〇〇六九三号、同第八八四号、同第八八五号
一発行者　関西配電株式会社社長田邊隆二
一発行日　昭和十七年七月一日
一最終株主　久世豐雲

昭和二十二年(ヘ)第三四九号
大阪市天王寺区元町一五〇四　天王寺山門中元院
申立人　森田　潮應
別紙目録記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから、その証券の所持人は昭和二十三年九月十四日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十二年九月二十日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目録
関西配電株式会社普通株式1一株券四枚2十株券四枚
但し
一株券額面　1金五十円也2金五百円也
一一株の拂込額　金五十円也
一記号番号　1ろ甲第三一三三二号、ろ甲第三一三三号、い甲第四九〇七八号、三い甲第四九〇七九号、2ろ乙第三三い三六三号、ろ乙第二三三六四号、い乙第三〇五三九号、い乙第三〇五四〇号
一発行者　関西配電株式会社社長田邊隆二
一発行日　昭和十七年七月一日
一最終株主　森田潮應

昭和二十二年(ヘ)第二号
一宮市御米印地町三番地
申立人　伊藤　英一
右申立人から別紙目録記載の株券につき公示催告の申立をしたから其の所持人は昭和二十三年七月十五日午前九時迄に当裁判所に権利を届出て右株券を提出せよ。若し右期日迄に届出及提出がないときは其の無効を宣言することがある。
昭和二十二年十一月二十九日　名古屋地方裁判所一宮支部
（別紙）　目録
一東海紡績株式会社株券五十株券二枚
一額面各金二千五百円（一株に付五十円拂込済）
一記号番号　ろ第一三六号、ろ第一七九号
一発行者　東海紡績株式会社取締役社長豊島久七
一最終株式名義人　伊藤庄兵衛

昭和二十二年(ヘ)第一号
奈良縣南葛城郡大正村字鎌田四番地
申立人　米倉　徳吉
別紙表示の小切手につき前記申立人より公示催告の申立があつたので、その所持人は昭和二十三年二月二十日午前十時までに当裁判所に権利を届出で、かつ小切手を提出しなければならない、もし右期日までに提出をしないとその無効を宣言することがある。この旨催告する。
昭和二十二年三月二十日　行橋区裁判所
（別紙）　目録
一小切手　金小切手一枚
一小切手番号　第三四六七号
一金額　二十万円
一受取人　奈良縣南葛城郡大正村字鎌田四番地　米倉徳吉
一振出年月日　昭和二十二年三月六日
一振出銀行　株式会社住友銀行小倉支店
一支拂銀行　株式会社福岡銀行行橋支店

◎公示催告中更正

廣島縣佐伯郡平良村大字上平良八八五番地
申立人　藤井　順三
当裁判所が昭和二十一年十二月九日為した公示催告の目録中「一百株券」とあるのを「十株券」に又「金五千円也」とあるのを「金五百円也」に更正した。
昭和二十二年十一月二十四日　大阪地方裁判所

大阪市阿倍野区橋本町四十八番地
申立人　市原　正弘
当裁判所が昭和二十一年十二月九日為した公示催告の目録中「八新内自第三三九六号至第三三三九八号」とあるのを「八新内自第三三九六号至第三三三九八号、第三三四〇六号、第三三四〇二号」に、又「十一新九第一九号」とあるのを「十一新乙第一九号」に更正した。
昭和二十二年十一月二十四日　大阪地方裁判所

◎公示送達

東京都品川区上大崎二の五九五
被告人　中村　又四郎
右の者に対する賭博被告事件に付いて公判を開廷致しますから昭和二十三年一月十九日午前九時当裁判所に出頭して下さい。
注意　若し召喚に應じない時は勾引状を発することがあります。
昭和二十二年十一月十五日　靜岡簡易裁判所　判事　大平　久

◎失踪に関する届出の催告

本籍並最後の住所　秋田縣北秋田郡綴子村字出子ヶ沢向三十三番地
不在者　佐藤　一郎
明治三十二年五月七日生
右不在者に対し利害関係人佐藤モトより失踪宣告の申立を為したるに付不在者は昭和二十三年六月十七日午前九時迄に当裁判所に生存の届出を為すべく若し其の届出を為さざるときは失踪を宣告すべし又不在者の生死を知る者は右期日迄に其の届出を為すべし。
昭和二十二年十二月一日　秋田地方裁判所大館支部　判事　羽田　實

◎失踪に関する届出催告期日変更

本籍都城市早鈴町四千八十五番地、最後の住所右同所同番地
不在者　高松　有吉
明治三十一年一月三十日生
右不在者に対する失踪宣告申立事件に付昭和二十二年八月七日公告した失踪に関する届出催告の期日を昭和二十三年四月八日午前九時と変更する。
昭和二十二年十一月二十五日　宮崎地方裁判所都城支部

本籍都城市甲斐元町三千八百十三番地の五、最後の住所右同所同番地
不在者　脇元　辰男
大正六年十一月二十日生
右不在者に対する失踪宣告申立事件に付昭和二十二年八月七日公告した失踪に関する届出催告の期日を昭和二十三年四月八日午前九時と変更する。
昭和二十二年十一月二十五日　宮崎地方裁判所都城支部

◎和議認可

福岡縣飯塚市飯塚本町千八十番地
債務者　松尾　熊吉
右の者に対する昭和二十二年(コ)第一号和議事件につき債務者の提供した左記條件に依る和議は昭和二十二年九月三十日午前九時の債権者集会に於て法定数を得て可決せられ右和議は不認可の決定を為すべき事由がないから当裁判所は左の如く決定する。
主文
本件和議は之を認可する
和議條件
一、全債務を和議成立の日より一箇年間据置くこと
一、爾後三箇年間に毎年三分の一宛支拂うこと利息共
右を公告する。
昭和二十二年九月三十日　福岡地方裁判所飯塚支部

◎復権申立

鳥取縣西伯郡餘子村大字竹内
債務者　荒井　隆
右の者昭和二十二年十一月二十六日復権の申立を爲したり右公告す。
昭和二十二年十一月二十九日　鳥取地方裁判所米子支部　判事　伊藤　泰藏

◎復権許可

破産者　武藤　欽
右に対し当裁判所は昭和二十二年六月二十六日左の通り決定し該決定は確定した。
主文
破産者武藤欽の復権は之を許可する。
昭和二十二年六月二十六日　京都地方裁判所

破産者　高木半治郎
右に対し当裁判所は昭和二十二年六月二十六日左の通り決定し該決定は確定した。
主文
破産者高木半治郎の復権は之を許可する。
昭和二十二年六月二十六日　京都地方裁判所

破産者　上田金三郎
右に対し当裁判所は昭和二十二年七月二十四日左の通り決定し該決定は確定した。
主文
破産者上田金三郎の復権は之を許可する。
昭和二十二年七月二十四日　京都地方裁判所

破産者　田中幾之助
右の者に対する復権申立事件に付当裁判所は左の通り決定し該決定は確定した。
主文
破産者田中幾之助の復権は之を許可する。
昭和二十二年十二月四日　京都地方裁判所

定価	一ヶ月 五十円	一部 二十円	郵送料実費
廣告料	本公告 八ポイント	一行 十七字詰	三十円
	一般廣告 八ポイント	一行 十四字詰	二十五円

発行所　東京都新宿区市ヶ谷本村町　印刷局　電話九段五三〇一　振替東京一九〇〇〇　図書課

（國定規格A4判）

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

◎号外　十一月三十日発行　法律、政令、省令、告示、廣告六四頁●十二月八日発行物價十八号八頁